

第百九十八回国
会

参議院農林水産委員会會議録第十一号

令和元年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

德茂 雅之君

補欠選任

山田 俊男君

五月二十日

辞任

岩井 茂樹君

補欠選任

山本 一太君

進藤金日子君

水落 敏栄君

藤木 眞也君

木村 義雄君

五月二十一日

辞任

木村 義雄君

補欠選任

藤木 眞也君

水落 敏栄君

進藤金日子君

山本 一太君

岩井 茂樹君

五月二十二日

辞任

藤田 幸久君

補欠選任

長浜 博行君

五月二十三日

辞任

磯崎 陽輔君

補欠選任

青山 繁晴君

佐々木さやか君

石川 博崇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

堂故 茂君

上月 良祐君

藤木 眞也君

田名部匡代君

紙 智子君

青山 繁晴君

磯崎 陽輔君

委員

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○政府参考人の出席要求に関する件
○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(堂故茂君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、德茂雅之君及び藤田幸久君が委員を辞任され、その補欠として山田俊男君及び長浜博行君が選任されました。

○委員長(堂故茂君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂故茂君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に藤木眞也君を指名いたします。

○委員長(堂故茂君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房日本経済再生総合事務局次長佐藤正之君、農林水産省消費・安全局長新井ゆたか君、林野庁長官牧元幸司君

を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂故茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(堂故茂君) 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。吉川農林水産大臣。

○国務大臣(吉川貴盛君) 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の森林については、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えております。この森林資源を切つて、使つて、植えるという形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資産を継承、発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題であります。

こうした課題に対応するため、昨年の第百九十六回国会で成立した森林経営管理法においては、経営管理が不十分な国有林を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化する、新たな森林管理システムを構築することとされております。

この新たな森林管理システムを円滑に実施し、こうした林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となります。そのためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から、長期、安定的に、林業経営者が樹木を採取できるよう措置することが有効であります。

このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域の産業振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を創設するとともに、あわせて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中、川下側の木材関連産業の連携により木材の安定供給を確保する環境整備を行うため、この法律案を提出した次

第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、樹木採取権の設定についてであります。

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定の区域を樹木の採取区として指定した上で、当該区域において生育している樹木を、一定の期間、安定的に採取する権利として、樹木採取権を設定することができるとしております。

第二に、樹木採取権の設定を受ける者の選定についてであります。

樹木採取権の設定を受ける者については、農林水産大臣が公募を行い、公募に応じた者のうちから、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有することや、民有林からの木材の供給を圧迫することがないよう林業経営者が川中、川下側の木材関連業者と連携すること等を条件とした上で、地域における産業の振興への寄与の程度等を勘案し、選定するものとしております。

第三に、樹木採取権の行使についてであります。

国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、樹木採取権の設定を受けた者は、事業を開始する前に、施業の計画や現行の国有林における伐採のルールなど樹木の採取の具体的な条件等を定めた契約を五年ごとに農林水産大臣と締結しなければならぬものとしております。この契約に係る重大な違反があったときは、農林水産大臣は樹木採取権を取り消すことができるものとしております。

第四に、樹木の採取跡地における植栽についてであります。

農林水産大臣は、樹木採取区内の樹木の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、樹木採取権者に對し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとしております。

第五に、木材の安定取引に取り組む事業者に対する金融上の措置についてであります。

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者と川中、川下側の木材関連業者が、木材の需要の開拓等に関する事業計画を共同で作成し、都道府県知事等の認定を受けた場合に、その計画に係る事業に必要な資金の供給を円滑にするため、資金の貸付け及び債務の保証を行うものとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(堂故茂君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君 おはようございます。自由民主党・国民の声の進藤金日子でございます。

今回の国有林野管理経営法案に関しましては、質疑の機会を与えていただきまして、理事の皆様、委員の皆様方に感謝申し上げます。

本法案に関しましては、これまで衆議院、また昨日は参議院本会議におきましても様々な観点から質疑が行われているわけでありまして、また、一部報道の論調や関係する学識者等の意見等も拝見しておりますけれども、おおむね共通する課題に疑問や不安が集中しているようにも見受けられるわけでありまして、こうした状況を注視されておられる、現場で林業に従事されている事業者あるいは森林・林業関係の方々におかれましては、ある一種不安を感じておられる方も多くおられるのではないかと察しているわけでありまして、

こうした現状を踏まえまして、本委員会での審議に当たって、私自身、本法案に関する疑問点を五つぐらいに分類をして、そうした中で質問を進めさせていただきたいと思うわけでありまして、まず一点目が、国有林の伐採を民間開放するこ

とへの不安ということでありまして。二点目が、伐採後の植栽を含めた再造林確保の確実性という観点。三点目が、樹木採取権の権利期間の妥当性という点であります。そして四点目が、地元中小企業者の淘汰への懸念であります。そして五点目が、国有林野のそもそもの管理経営の在り方という観点。この五つの課題に一定程度整理させていただきまして、農林水産省からしっかりとした答弁をいただきたいという趣旨で今回の質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

答弁につきましては、むしろ、私にというよりは、多くの林業事業者あるいは森林・林業の関係の方々、そして今後の森林・林業の方向性を心配している国民の方々に御理解いただくように、分かりやすい答弁をお願い申し上げます。

まずもちまして、国有林野管理経営法第三条の規定を確認したいというふうに思います。

すなわち、第三条の国有林野の管理経営の目標といたるところにおきましては、国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものと規定しているわけでありまして。

今回、法改正がなされても、この目標規定ですね、むしろ目標規定なんです、これは本法律の基本理念的なものというふうに私自身は理解しているわけですが、これは全く変わらぬということ、まずもって確認したいというふうに思います。

すなわち、国有林野の管理経営は公益的機能の維持増進を図ることが大前提でありまして、これと併せて、まず一点目が林産物の持続的、計画的な供給、二点目が地域の産業振興、三点目が住民の福祉の向上への寄与ということが改正法においても本法の根幹として微動だにしないということを確認した上で、質問に入りたいと思います。

まず、今回の法改正によりまして、国有林が民間開放され、伐採が自由になる上に、この伐採後の植栽の義務がなくて国土の荒廃につながる懸念があるといった声も聞かれるわけでございますが、こうした声に対する考え方につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(吉川貴盛君) 現在の国有林の管理経営におきましては、毎年度個別に伐採箇所を指定して入札をいたしまして、立木を買い付けた民間事業者が伐採をし、その後の植栽、保育は国が入札を実施し、落札した事業者が実施をしております。

今回導入しようとしております樹木採取権制度でありますけれども、現行の仕組みに加えまして、現在の立木販売で行っているような事業地をまとめて一定期間、安定的に伐採のみを行える権利として民間事業者に設定するものでござい

ます。

伐採を民間事業者に行わせることにつきましては今までも変わらぬものではございませんで、国有林の管理経営を民間に委ねるものではございません。このため、公共施設の運営を民間に委ねるPFI法の公共施設等運営権とも異なるものでございます。

また、樹木採取権者は、農林水産大臣と五年ごとに現行の国有林の伐採のルールにのっとった具体的な施業の計画等を内容とする樹木採取権実施契約を締結しなければ樹木の採取はできないこととするとともに、樹木の採取後の植栽も従来と同様に国が責任を持って行うことから、公益的機能の維持増進が確保されて、国土の荒廃につながるといったことは生じないものと考えております。

○進藤金日子君 御答弁ありがとうございます。まさに今御答弁ありました、公共施設の運営を民間に委ねるPFI法、いわゆるコンセッション方式とは違うんだという答弁があったわけであり

ます。

また、やはりこの国有林、ずっとこの中身を見

ていきますと、国有林伐採のルールというのがこれ明確にされているわけであります。

御案内のとおり、国有林におきましては、森林計画区ごとに地域管理経営計画ということがございまして、これとともに、これに即した形で国有林野の施業実施計画、これ定められております。そして、これら計画の中では、伐採総量とか伐採箇所ごとの伐採方法などのルールが厳格に定められております。

こうしたルールにのっとり、改正法案に基づく樹木採取権、これ行使されるということだろうというふうに思いますので、今大臣御答弁のとおり、公益的機能の維持増進というのは現行と何ら変わることはないかと、なおかつ、伐採後の再造林も同様に国が責任を持っていくということとを今明確に御答弁いただきましたので、そういったことから国土の荒廃につながることはないということであろうというふうに思います。

じゃ、次に移りたいと思います。

樹木採取権に対して、伐採後の植栽義務を課さずに申入れの規定としているわけでございますが、これでは確実な植栽を担保する上で法制的に弱いんじゃないかといった指摘もございまして、こうした指摘を踏まえて、誰の責任で伐採後の植栽を行うかも含め、再造林の考え方、これお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

まず、この植栽についてでございますけれども、この樹木採取権が区域内の樹木を採取することのみを権利の対象としておりますことから、伐採後の植栽につきましては国が責任を持って行うこととしていただいております。

一方、伐採後の植栽作業につきましては、低コストで効率的に実施をするという観点から、樹木採取権者が伐採と一貫して行うということが望ましいと考えているところでございます。

このため、国が樹木採取権者を公募する際に樹木採取権者が植栽作業を行う旨を申し入れまして、

この申入れに応じて申請した者の中から樹木採取権者を選定することによりまして、樹木採取権者によって確実に植栽が行われることとしていただいております。

○進藤金子君 ありがとうございます。

植栽は国が責任を持って行うんだということの答弁をいただいたわけでございます。

そういった中で、次に、昨年成立いたしました森林経営管理法におきましては、森林所有者から経営管理を受託した意欲と能力のある林業経営者に伐採後の植栽義務を課しているわけでありまして。しかしながら、今回の国有林野経営管理法案では申入れというふうになっているわけでありまして。

伐採後の植栽の確実な履行を担保するという共通の行為に對しましてこの双方の規定が異なる理由、これをお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

森林経営管理法では、民有林におきまして、森林所有者の経営意欲の低下等によりまして伐採後に再造林を適切に行わないという懸念がありますことから、伐採、伐採後の造林、保育など森林の経営管理全般を森林所有者に代わって林業経営者が行えるように措置をし、その際、林業経営者は、木材を販売して得た代金を森林所有者に返還することなくそのまま植栽費用に充てることとされておりますことから、林業経営者に対して計画的かつ確実な伐採後の植栽を義務付けているところでございます。

一方、国有林でございますが、国有林の管理経営は国が責任を持って行っておりまして、伐採後の植栽につきましても国が責任を持って行うこととしております。したがって、この森林経営管理法のような林業経営者への植栽の義務付けの規定は置いていないところでございます。

○進藤金子君 ありがとうございます。

これはやはりその林地の所有者、民間が国かという違い、また、そういった責任の所在というこ

との中で法制的な規定が異なるということであらうかというふうに思います。

次に、再造林を行うに当たりまして、伐採と植栽とを一体的に行うということとを再三答弁いただきました。この伐採と植栽とを一体的に行うということは効率的だということなわけですが、伐採から植栽までの一貫作業を樹木採取権者に行わせることをどのように担保するのか、これにつきましてお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

伐採後の植栽作業につきまして、樹木採取権者に伐採と一貫して行わせるために、本法案の植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとするとの規定に基づきまして、国が樹木採取権者を公募する際に、樹木採取権者が植栽作業を行う旨を国が申し入れることとしていただいております。

国は、この申入れに応じまして申請した者の中から樹木採取権者を選定をいたしまして、樹木の採取と一体的に植栽作業を行う旨の契約を当該樹木採取権者と締結することとなるわけでございます。

このことから、樹木採取権者によりまして確実に植栽が行われることとなると考えているところでございます。

○進藤金子君 ありがとうございます。

これは契約の中でしっかりと担保するというところであらうというふうに思います。

それでは、契約といいつつも、仮にこの樹木採取権者が一貫作業を拒むようなことがあれば、これのように対応するのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○政府参考人(牧元幸司君) 仮に伐採と一貫して植栽作業を行うことにつきまして、事故等によりまして樹木採取権者が植栽が行えないようなときは、国が他の事業者に委託することによりまして責任を持って植栽を実施することとなるものでございます。

また、樹木採取権者が一方的な事情によりまして

て植栽を行わないようなときにつきましても、国が他の事業者に委託することによりまして責任を持って植栽を実施することになるわけでございますが、このような当該樹木採取権者に対しては、損害賠償金を請求することや、悪質な場合には取消し事由の規定に基づきまして権利を取り消すなど、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○進藤金子君 ありがとうございます。

拒むというふうには私は申し上げたんですが、意図的に拒む場合と、それから、何というんでしよう、いろんな諸事情からもうでなくなつたという場合があるというところで、それぞれのケースに応じて対応を考えられていくという御答弁だったというふうに思います。いざにしても、そこを放置されることはないような形で、国がしっかりと責任を持って取り組むということであらうかというふうに思います。

次に、樹木採取権の期間についてお尋ねしたいというふうに思います。

この樹木採取権の期間につきましては、昨日も参議院の本会議でいろいろ御議論あつたわけでございますけれども、この五十年が長いといった指摘、これ本場に多く聞かれてございます。

なぜこの権利期間を十年ではなくて最長五十年としたのか、その考え方につきましてお聞かせ願いたいと思っております。

○副大臣(高島修一君) 進藤委員にお答えをいたします。

樹木採取権につきましては、地域の意欲と能力のある林業経営者の育成や、地域の産業振興への寄与の観点から、地域の林業経営者が対応しやすい規模に鑑み、その期間は十年を基本として運用していく考えてございます。

他方、現に地域の森林組合等から長期間の権利設定を求める声があることも踏まえ、例えば地域の取組として大規模な製材工場を誘致する場合など、国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域におきましては、当該地域の需要動向や森林資

源の状態などを勘案しつつ、一般的な人工林の造林から伐採までの一周期の五十年を上限として、十年を超える期間も設定できることとしたしております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

五十一年の議論、これは自民党の中でも随分議論がございました。十年では短いんじゃないかと、であれば、超えるって何年がいいんだという議論になったときに、二十年がいいのか三十年がいいのか。その根拠になってきたときには、まず上限という面では、植栽から伐採までの一つのサイクルの中で五十年ということがあるので、その五十年という期間を一つ上限として置いてはいいかがかというふうな議論の中で収束したというふうに記憶しているわけですが。

この五十年というところが非常に独り歩きしていて、何か皆五十年でやってしまうんじゃないかみたいなところが認識されている方が多いんじゃないかなという気がするわけですが、あくまでもこれは上限ということなんだろうというふうに、法律の中を見てもこれ上限ということなんだろうと思います。

そういった中では、その樹木採取権の期間が五十年、やはりこれは上限ということであって、私はこの五十年が一般的なケースであるというふうには想定し難いわけでありまして、仮に五十年の権利を設定した場合において、その期間内に様々な状況変化が考えられるわけではありますけれども、長期間でありまして、その中で想定し得る状況変化とそれらへの対応、どのように対応していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(牧元幸司君) 答えを申し上げます。

この樹木採取権の行使に当たりまして、樹木採取権者は、農林水産大臣と五年ごとに国有林野の地域管理経営計画等に適合いたしました具体的な施策の計画等を含みます契約を締結しなければ樹木の採取はできないこととしていただいております。

これによりまして、国としてその時々における情勢あるいは計画制度との整合を図りつつ、国民共通の財産でございますところのこの国有林の公益的機能の維持増進を担保いたしますとともに、権利の期間を通じて適切に事業が実施されるよう措置をしております。

なお、仮にこの事業開始後に合併などの、一般承継とか譲渡などによりましてこの権利の移転が発生した場合におきましても、これによって権利を取得した者に対しては、林業の経営能力など当初の権利者と同等水準で事業を実施できるかどうかを農林水産大臣が審査をすることとしておりまして、適切に事業が実施されるように担保されていると考えているところでございます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

やはり五十年という中においては、やはり企業体でありますから、やはり合併なり、いろんなまた権利の譲渡なり、そういったことも想定しながら制度設計されていると、法律の中でも担保しているという理解で結構だということでございます。

やはり五十年という期間、私もいろいろ林業事業者の方々にお聞きすると、先ほど副大臣からも御答弁いただきましたけれども、やはり地域に木材をしっかりと加工する、いわゆる伐採をして加工する、いろんな一連の作業を見たときの投資をする際に、一定規模の状況の中で今採取権、権利設定されている中で、やはり投資するのに十年じゃちょっとそこはもう回収できないと。やはり二十年、三十年、場合によっては五十年見据えて、しっかりとこの投資をする中で、確実性を見通す上でやはりこの期間というのは重要なんだという声も多く聞かれるわけでありまして、この辺につきましては、繰り返しになりますけど、あくまでも上限であって、その地域地域のニーズに応じて権利設定がなされ、そして基本は五年で回していくということ、ここをまた確認させていただければというふうに思うわけでありまして、また、いろんな声をお聞きする中におきま

で、やはり各地域で一生懸命頑張っておられる中小の林業事業者おられるわけですが、今回、やはり大企業がどんどん入ってくるんじゃないかという懸念があつて、今回の樹木採取権の設定で、中小の林業事業者、これ排除されるんじゃないかという、本当に心配する声も聞かれるわけでございますけれども、こうした声に対する考えにつきましてお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(高野光二郎君) 御質問ありがとうございます。

樹木採取権については、地域の産業の振興につながるよう、樹木採取区は地域の意欲と能力のある林業事業者が対応できる規模を基本とすることとしたしております。また、樹木採取権者の選定に当たっては、樹木料の高低だけではなく、地域への貢献度合い、例えば素材生産量の増加を通じて雇用の拡大、事業所の有無や事業の実績といった樹木採取区の所在する地域における取組など総合的に評価をいたしますとともに、複数の中小事業者が協同組合等として申請することも可能としたしております。

このように、今回の仕組みは大企業を優先するものではなく、地域で頑張る中小事業者が排除されるものではありません。樹木採取権の設定を受けた事業者は、確実な事業の見通しを得られることにより人材や機械への投資を通じて経営基盤が強化をされ、事業の拡大や生産性の向上が図られると考えておりまして、今回の仕組みが地域の中小的林業事業者の育成につながるよう取り組んでまいります。

○進藤金日子君 御答弁ありがとうございます。

今政務官から、複数の中小事業者が協同組合等として組織して、また効率的な経営に入っていく、そういったことも今想定しているということでございますので、それは非常に重要なことだというふうに思います。

やはり今、国有林のこの事業はそのまま現行は続くわけですから、そのプラスアルファの部分、なおかつ今度は民有林の部分もこれあるわけでありまして、トータルを見た中でどういう姿が一番効率的なのかというところ、この地域の中小の事業者の方々がしっかりと先を見据えて経営改善を図っていくような、その中には事業の協同組合、そういったことも視野に入れてやっていくということでございますので、この部分は非常に重要な視点だと思っております。是非ともお願いを申し上げます。

一方、林野庁のお話をお聞きしますと、この森林経営管理法案の枠組みの中におきまして、やはりこの集積なり集約化の受皿となります林業経営を行う方々、林業事業者をリスト化することとさせていただきます。これは非常に重要なことだと思っております。リストで何も絞り込むということではなくて、しっかりとできる人たちはリストアップしていく。その中で、そうした方々にソフト、ハード共にしっかりと支援を林野庁の方から重点化していくんだというふうなこともお聞きするわけでございますが、やはりそこ重要なんだと思います。

そういったリストに載った方々で地域で頑張っておられる方々、そういった方々にソフト面、いろんなソフト面の支援あると思います。ハード面もあると思います。そこを地域の状況に応じてしっかりとその支援をしていただく。

そして、今政務官から御答弁いただいたように、その事業体の方々にしっかりと育成していくんだと、排除するんじゃないかと育成していくんだと、そのところが私は非常に重要だということに思うわけでございますので、是非そこは、制度的な充実も含め、是非とも地域で頑張っておられる中小の林業の事業者の方々にしっかりと支援をしていただいて、その方々がむしろ中心的存在となつて、この国有林野のプラスアルファの部分、あるいは従来の部分、民有林の部分も含めて地域の林業振興にしっかりと貢献できるように、そういう姿を是非実現できるようにお願い申し上げます。

やはり地域で頑張る中小の事業者におかれまして、今私が申し上げましたようなことを今林野庁はしっかりと政策として想定されていると思いますし、今現実にもやっておられると思います。そういったものも更に充実していく中で、再造林にもしっかりと取り組む意欲と能力のある林業経営者として育成していく。これはやはり地域の持続的産業振興という側面からも重要だと思えますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

やはり、伐採した後、一体的に植栽をしますと。植栽した後の木は、これは国の所有権、国のものになるわけですね。ですから、採取権が五十年あったとしても新たに植えたものについては国のものとして管理していく。そういった中で、今現業の方々というのはおられませんが、いわゆる下刈りだとかいろいろな保育に係る作業というのはまた別途外注するんだと思います。その外注するときに、もちろん、再造林という過程の中で植栽をした方が入ってくるのか、あるいは一般的な今まで一生懸命やっていたそれ以外の方々も入ってくるケースもあると思うんです。

是非、そこはもちろん透明性、公平性にしっかりと留意して、地域の中で頑張っておられる方にこの受注機会というのは、機会確保されるようにやっていかれると思いますが、その植栽した後の育林などのいろいろなこと、そこはやはり、何も独占的に植栽した方がやるわけでもなく、やってもいいけれどもほかでもやれる。これはまさに国有林の今までのこの再造林の後の育林の部分と多分そこは同じなんだということだと思いますから、そこも少し誤解があるのかなという気がしまして、何か植えた後も、その木は五十年の権利設定されているから、再造林した後も、植栽した後もその木は樹木採取権者の権利あるんじゃないかという誤解もあるんですね。そこは、そうではない、一回切って、再造林、植栽して、その木はもう国のものなんだと。後は国としてしっかりと責任を持って保育していく。

さらに、これが五十年たつて、まさに権利内の中で育つてもこれは伐採できないという規定になっているから、二度おいしいということはないというのをしっかりと法律の中に規定しているわけでありまして、そこもしっかりと誤解のないように説明していく必要があるのかなというふうに思っています。

今、独占の話をしたわけですが、やっぱ、樹木採取権が設定されると、この権利を取得した事業者がその地域の国有林の仕事を独占するんじゃないかと、私今申し上げたような形で、全部囲ってしまった、もう今までやっていた人が入れなくなってしまうんじゃないか、そういう声があるわけでありまして。ですから、この樹木採取権取得できなかった事業者がその地域から排除されてしまうんじゃないか、そういう心配の声を本当に聞かれるんです。これに関して、この懸念に対してどのように考えられているのか、その御答弁いただきたいというふうに思います。

○政府参考人(牧元幸司君)

お答えを申し上げます。

今回創設しようとしておりますこの樹木採取権につきましては、現行の立木販売などの入札による方式を引き続き基本とした上で、今後供給量の増加が見込まれます国有林材の増加量の一部分について導入をするという考え方でございます。

このように、これまでの立木販売でございましたとか発注事業というものは引き続き実施をするということとなることとございますので、樹木採取権を取得をしたといたしまして、その権利者が国有林の仕事の独占することはないというふうに考えているところでございます。

加えまして、今委員から御指摘ございましたように、植栽は国が責任を持って行うものでございます。したがって、この植えられた、新たに再造林された木は、これはまさに国の国有林としてしっかりと管理をしていくわけでございまして、保育事業につきましても、従来と同じような形で透明性を持って適切に事業者を選択して発注

をしていくということになるかと考えております。

○進藤金日子君

ありがとうございます。

その辺については、今御答弁いただいて非常に明確になったのかなという気がいたします。

また、今の御答弁をお聞きして、例えば五十年設定、樹木採取権五十年といったときに、やはり広がりを持つて考えるんだという気がいたします。年間切れる範囲で決まっていますので、ある一定の広がりの中で、ずっと順番に順番に切っていく、切った後に植栽をしていくというところになってくると、一定程度の広がりの中で将来どこを伐採してどこをそういうふう植栽していくのかということ、これ樹木採取権を得た事業者がしっかりと計画的にやっていくと。

その中においても、五年ごとの契約更新もありまして、そういった中で、国有林野という枠組みの中でお互いにチェックをしながら適正に運営ができるようにしていくんだというふうに思いますので、今の御答弁のところも含めて中小の方々は非常に心配しておられますので、そこは今明確に御答弁いただきましたので、しっかりとまた現場にこの説明が行き渡るように、我々もこれしっかりと説明しないとイケないんですが、林野庁におかれましては説明の方をよろしくお願いを申し上げます。

次に、国有林の経営に関していろいろな御意見があるわけでございますが、この樹木採取権の設定に当たって、これ法律の名前を見ると、まさに昨年の新たないわゆる管理システムの中では森林経営管理なんです、国有林は管理が先に来ているんですね、国有林管理経営法ということですから。やはりこの管理ということ、先ほど第三条を私確認させていたいたのはそこにあるんですが、管理ということがまずポイントなんだと。

しかしながら、この樹木採取権の設定ということになってきますと、収益が何よりも優先されるということ、俗に言う短伐期皆伐方式、この採用につながるんじゃないか、これを許容してはな

らないんだというような学者、専門家の方々の声も聞かれるわけでありまして。この国有林の管理経営の中における短伐期皆伐方式の位置付けということなどをどのように位置付けられているのか、これ、お聞きしたいというふうに思います。また、今回の樹木採取権の設定がこの短伐期皆伐方式に直結するものなのか否か、ここをしっかりとお答えいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(牧元幸司君)

お答えを申し上げます。

森林は、申し上げるまでもなく、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全など多面的な機能を有しているところでございまして、地域全体で見ますれば、多様な樹種、林齢による森林が配置をされているということが望ましいというふうに考えるところでございます。

このような考え方の下、国有林野事業におきましては、森林の自然条件でございまして社会条件に応じまして、五十年ないし六十年程度の伐期とする施業のみならず、長伐期施業でございましてとか複層林施業など、多様な森林づくり、森づくりを進めているところでございます。

具体的には、国有林、約二百万ヘクタールの人工林があるわけでございまして、国有林の森林計画におきまして、この二百万ヘクタールのおよそ半数は複層林施業を行う森林、およそ四分の一が長伐期施業を行う森林、残るおよそ四分の一が五十年ないし六十年程度の伐期とする森林というふうな位置付けをしているところでございまして、短伐期の皆伐施業がメインというわけではないところでございます。

樹木採取区におきましても、国が既に森林計画において定めておりますこうした施業の方法に従った伐採を行うこととなることから、今回のこの樹木採取権制度は多様で健全な森林づくりの一端を担うというふうにも考えているところでございます。

○進藤金日子君

ありがとうございます。

今長官から御答弁いただきました。

やはりこれは樹木採取権を得たら勝手に何でもやってもいいということではなくて、これは国有林なので、国が既に森林計画において定めている、この樹木採取区の中で定めている施業の方法、ここはしっかりと守っていかないとけないというところであろうと思いますので、何が何でも短伐期皆伐なんだということではないんだということを今明らかに御答弁いただいたというふうに思います。

やはり今御答弁いただいたように、国有林、約二百万ヘクタールあるという御答弁なわけですが、この人工林について、およそ半分が複層林の施業を行う森林、半分が複層林だということな御答弁でありました。そして、四分の一は長伐期の施業を行うんだと。それで、残る四分の一がいわゆる皆伐を行う森林と位置付けていてということでありましたから、何も短伐期の皆伐施業がメインではないんだと、やっぱり多様な健全な森づくりを推進するんだということ、ここはしっかりとまた説明をして、誤解のないようにしていく必要があるんだというふうに思います。

今、冒頭申し上げましたように、五つの視点から整理をさせていただいたわけでありました。繰り返しになりますが、まず、国有林の伐採を民間開放することへの不安に対する今御答弁いただきました。二点目が、伐採後の植栽を含めた再造林確保の確実性の話をいただきました。三点目が、樹木採取権の権利期間の妥当性について、五十年のこと、これ少し深掘りさせていただきました。そして四点目が、地元の中小業者者の淘汰されるんじゃないかという懸念についての御答弁も明確にいただきました。そして、国有林の経営管理の在り方、今、短期の皆伐方式だけじゃないんだと、多様な森づくりに即した形のしっかりとした施業をしていくんだという御答弁をいただいたわけでございます。

その上で、私のところには実は多くの声が届くんです。結構やはり不安の声があるんです。これを幾つか御紹介したいというふうに思います。

まず一つは、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度、いわゆる新たな森林管理システムが今年から施行されているんだと。このシステムの中で幾つかの主要な課題があると。その中で、森林所有者、いわゆる山元への利益還元が重要な課題なんだと。その山元の利益還元が重要な課題なんだけれども、国有林野の管理経営法案によって国有林の立木、丸太価格に悪影響を及ぼして、山元への利益還元が著しく損なわれるんじゃないかという懸念の声がございまして。そこは衆議院の中で御答弁でも累次御答弁いただいているわけですが、そういうことはないと、しっかりとこれも御説明いただく必要があるんだというふうに思います。

それから、二点目のいろいろな声は、森林組合系統から聞かれるんです。これまで、国有林に加えて国有林野事業の森林整備等を担ってきたんだと、これは相当責任感を持って担ってきたと。しかしながら、この国有林野管理経営法案によって、樹木採取権を取得した事業体が結果的に伐採後の植栽を義務的にやらなければならないんだと、施業の受注が優位になって、結果的に森林組合系の仕事が減るんじゃないかと、こういう声があるんです。それ、私が先ほどですから質問中にあること、こもしっかりと説明していく必要があるんだというふうに思います。

実は、様々な懸念、これ自民党の中でも野村部会長の下で相当議論して、いろんな課題が出てまいりました。これをやはり議論したんですが、やっぱり衆議院の審議の中でも、昨日の本会議の審議の中でもやはり同じようなところの疑問点と、これは出されてくるわけでございます。不安なところがありますから、そこを誤解のないように、しっかりと丁寧に説明する必要があるんだというふうに思います。

私自身としては、いろんなこうした声には是非とも、答弁でしっかりと答え切ったからいいと

いうことではなくて、やはりこうした声には是非とも真摯に耳を傾けていただきたい。そして、確かに制度設計の上ではこうした懸念が現実のものにならないように配慮しているんだと思います、これは。配慮しているんだと思いますが、制度設計はそうなんです、制度運用に当たってはこうしたことが完全に起きないとは言えないんじゃないかと思うわけでありまして。むしろ、私自身はこうした懸念に、今までいろんな懸念が出されております、これは与野党問わずあるわけですね。こうした懸念に、答弁して終わりと、制度運用の開始の始めからチェック項目としてこれ浮き彫りにしておきまして、意識的に未然に防止できるようにしていくこと、これは重要なんじゃないかというふうに思っております。

制度の運用に当たりまして、明らかに起き得ない、まさにこの杞憂とも言える、少し勘違いかなというところの議論もあります。あるいは杞憂だなと思うこともあるんですが、そういった課題とそれから起きる可能性を完全に排除できない課題、これ分けることができるんだというふうに思います。

まさに、この前者のやはり誤解なり杞憂とも言えるような課題についてはしっかりと説明をして御理解いただく努力、そして、後者の起きる可能性を完全に排除できない課題、これについては、やはり私は、先ほど申し上げましたように、この起きる可能性というのは運用面において完全にこれ排除できないんですよ、やはり。ですから、むしろそういう起き得るものだと、これを前提にして、チェックリスト的に整理して、現場にしっかりと、事業所にしっかりと、森林管理局含めしっかりと、周知いただきまして、是非ともこういった懸念が現実にならないように、むしろ未然にしっかりと防止するようなシステムを構築いただくことを御提案申し上げまして、私の質問を終えさせていただきます。

御清聴どうもありがとうございました。
○鉢呂吉雄君 おはようございます。立憲・民友会・希望の会の鉢呂吉雄です。

委員会の皆さんの大変厚い御配慮で質問できる機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

まず、大臣、御質問いたします。

今、国有林野特会、債務特会の赤字残高、幾らになっているんでしょうか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 御説明申し上げます。国有林野事業の債務につきましては、平成十年の国有林野事業の改革のための特別措置法に基づきまして、当時の債務三兆八千八百七十五億円のうち、二兆八千四百二十一億円は一般会計に帰属し、国債償還により返済するとともに、残りの一兆四百五十四億円と平成十五年までの集中改革期間中の借入金二千三百四十二億円との合計一兆二千七百九十六億円は、林産物収入等により令和三十年年度までに返済することとしたしております。

これまでの返済状況につきましては、平成二十九年年度までに五百六十九億円を返済しております、債務残高は一兆二千二百二十六億円となっております。

○鉢呂吉雄君 今大臣からお話あったとおり、一兆二千億以上のまだ借金がある。

私も、平成十年、ですから今から二十一年前の、この債務に関する特別委員会が設置されました、小淵内閣のときでした。中川昭一農水大臣。当時一番問題になったのは、一兆円をなぜその国有林野特会に残すのか。五十年掛けて返すというスキームだったんですけれども、今大臣からお話あったとおり、その後、八年間で莫大にまた二千億円以上増えたという形でありました。

私は、その当時、思い切ったこの一兆円を全て一般会計処理に承継をして、そして利益が出た段階で一般会計に繰入れをする、こういう形を取るべきだと。当時の中川昭一大臣は、いやいや、まあ中身は言いませんけれども、堅い数字を見積

もって、これはぎりぎりの自己努力をしていけば、五十年後にはきちつと長期債務を返済できるんだと、ゼロにしていく計画が実現可能である、こう胸を張っていたわけでありまして、けれども、そのようになっておりません。後で、今利用期にきたから、今現在、先ほどお話をした五百六十九億四千万は返してあります、この六年間で、平成二十九年は百四十九億返しています。

しかし実際は、切つて、利用して、再植栽、植えるというスキームからいけば、この植えて保育をするという費用がかなりこれから掛かってくるわけですね。むしろ今本当に必要なのは、一般会計で五、六年前落としたけれども、特別会計で切った後に植えるという財源をきちつと持つことが大事なんですけれども、そうやっておられないんです。一般会計からその予算を出すということは、与党であつてもこれは至難の業です。今こそ、本来はこの利益を出るところから植栽や保育の事業を行うと。

私は、後で問題にしますけれども、再植林でいいのか、この法律の条項でできるのかと問題にしていますけれども、一番大きなのは、法律にその予算をきちんと確保するという事を明記するのが、私は、内閣提出でありますけれども、与党の役割ではなかったかと。これから、そんなに植栽、保育、再造林の費用は出てくるのに、四苦八苦しますよ。

まずそのことをお伝えしながら、しかし、一・二兆円の返済するスキームは、大臣、どういうふうに行うていくんですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 債務返済の見通しにつきましては、平成二十四年三月に林政審議会に提出をいたしました一般会計化後の国有林の債務の返済試算におきまして、国有林の資源の充実による収獲量の増加やコストの低減の見込み、再造林を含め、計画的かつ効率的な事業実施に努めれば、平成十年の抜本的改革の際の見込みどおり、平成三十年度までの返済は可能と見通しをしておりますので、ございます。

○鉢呂吉雄君 今日はその議論は入りません。しかし、平成十年の言ったスキームにはなっておりません。例えば、収獲量は一千五百平米、年間、切っていくんだと、収獲していくんだと、あるいは、林野、土地等の資産を売り払う、これ五千億売り払うとなつていますが、そういうふうに行つておりません。

そういうことも含めて、早晩この一・二兆円をどうするかという問題がまたぞろ出てくるというふうに思いますので、大臣、事務段階にもきちつと見直しをさせて、本当にこの一・二兆円が返済できるのか。今、百四十億くらい返したところでも何にもなりません。もう今現在、四、五百億くらい返さなかつたら、あと三十年ですから、この一・二兆円は出てこないものでありまして、そのスキームを是非大臣の段階でつくつていただきたいと。

本当の厳しい野党ならここで止めるところでありましてけれども、四十五分しかありませんので、次に進めさせていただきます。

ところで、そのときに作った国有林野事業改革特措法第五条の第一項ですけれども、大臣に読んでいただくのは失礼ですので私の方で言います。政府は、国土の保全その他国有林の有する公益的機能の重要性に鑑み、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するものとすると、これが法律の条文です。そのとき大転換を図つたんです、大転換。公益的機能が最重要で、林産物の販売、これは従前の形でありまして。

これは、大臣、もう読まなくてもいいですから、そういうふうには大臣も理解していいですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) そのとおりでございます。○鉢呂吉雄君 その後に法律、今、今回の国有林野管理経営法案、この中身見ますと、第三条、先ほど読み上げたから重複します、このところには、公益的機能の維持増進を図るとも

に、あわせて、林産物の持続的かつ計画的な販売と、同列的になつています。それから、大臣、先ほどこの法案の趣旨説明言いました。私も前から気になつておるんですけれども、公益的機能の維持増進、地域の産業振興等に配慮した上で、配慮規定に趣旨説明でお話をされています。

元々のその小淵内閣のときに決めた考えは全然違ふんです。だから一般会計に落として、その公益的機能が最重点だと、林産物の販売は従だと、こういうふうな法律になつております。

このことを、今のこの再植業者にもそういう形でやるかどうか、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(吉川貴盛君) 現行の国有林野の管理経営に関する法律の第三条におきましては、国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとされております。

この規定に基づきまして、国有林野の管理の経営を行つておるところでございます。

○鉢呂吉雄君 先ほど私が言ったことを同じ繰り返していただいたんですけれども、先ほどの特措法の五条とは違ひますね。五条は、国有林野の管理運営方針について、林産物供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換と、転換したんです。このことをきちつと今、後でまたお話をさせていただきます。

さらに、その第五条の二項、これも私の方からお話しします。政府は、前項の方針に従ひ、先ほどの方針に従つて、複層林施業とか長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進すると、こういうふうな述べられました。

進藤委員に対する答弁がありましたので、私もそれを聞こうと思つたんですが、聞きません。要するに、複層林施業は、国有林の人工林の五〇

％、半分、それから長伐期施業が二五％、その他、先ほど進藤さんには言いませんでしたが、通常伐期だとか標準伐期、いわゆる四十年から六十年ぐらいで切るものが二五％。

問題は、皆伐がどのようになされておるのか。これについて御答弁願ひます。

○国務大臣(吉川貴盛君) 平成二十九年の国有林におけます伐採面積は六万一千ヘクタール、そのうち皆伐面積は六千ヘクタールでございます。全体の一割を占めておるところでございます。

○鉢呂吉雄君 問題は、私も知らなかつたんですけれども、長伐期施業の中で、複層林施業の中で、五ヘクタール以下であれば皆伐をしてもその中に含まれてやるから皆伐という名称は使われないと、そのトータルが今大臣が言つた六百ヘクタールになるという形なんです。

私、山へ行つて、今回質問しなければならぬから行つて、切つたところも見てきました。やつぱり五ヘクタールといつたら莫大な面積で、これを一回に切つちゃうわけですから。確かに、聞いたら、保残帯といひますか、徳永さんが質問していた五十メートルぐらいのものは残して、五ヘクタールの周りですか、動物の移動とかかできるように保残帯は設けるということになっていきますけれども、私も見る形では、まあ全部が五ヘクタールじゃなくて最大五ヘクタールです、それより小さいものも可能ですが、皆伐が国有林野でも行われておると。

これを一般の国民の皆様が見て、やつぱり皆伐だと、こういうふうな受け取るわけでありまして、私は、時間がだんだんなくなりますから、林政審の中身見ますと、国有林野におけるルールをきちつと守つて、その中でやらすんだと何回も答弁しています。国有林野のルールをきちつと守つてということ、五ヘクタール以下の皆伐は認めて、何とか帯をつくつてやればそれはほとんどやらせると、どんだんという表現は主観的ですが、これは果たしていいのかどうか、私は検討

をしなければならぬ。

衆議院の審議でも様々出ています。国有林野でも一回に十何ヘクタール宮崎県で切つて、環境保全にもいろんな影響を与えておるといふ指摘が厳しくされておりますけれども、やっぱりこの長伐期とか複層林施業の中でも皆伐というものが実際五ヘクタール以下であるということについての、やっぱり林野庁として年々改善を加える、これだけの公益的な機能というものが言われておるわけですから、これをきちつと大臣、やっぱり検討していかなければならぬことになるかと、こういうふうに思いましたけれども、いかがですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 本法律案におきましては、樹木採取権者が事業を開始する前に権利の行使方法等を定めた五年ごとの樹木採取権実施契約を農林水産大臣と締結をするということとしております。この契約によりまして、樹木採取権者の施業の計画は現行の国有林の伐採のルールにのっとり、農林水産大臣の定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないことといたしております。このような仕組みによりまして、公益的機能の維持管理を担保してまいりたいと存じます。

鉢呂吉雄君 御指摘様々ございますので、その指摘も踏まえながら、公益的機能をしつかりと担保していかなければならないと、こう思っております。

○鉢呂吉雄君 いわゆる国有林野における伐採のルールを年々日々見直しをちゃんとしてほしいというところについては前向きな御答弁があったかと思っております。

そして次に、当時の二十年前の林政審答申、小淵内閣もこういうふうに出ております。国有林の本来の在り方として、国有林を国民の共通財産として、これは法律事項にも実はなっております。当時の、先ほど言った法律の第二条、国民共通の財産である国有林野と、こういうふうな銘打つた。それまでは、国の収入源だったり赤字になったりする、そういった国有林野です。国の国有林

野だったんだけど、国民の共通財産たる国有林野と法律にも書いて、小淵総理もそういうふうに表示されました。そして、国民の参加により、国民のために管理経営し、名実ともに国民の森林と位置付けをする、こういうふうな言ったわけでありました。

これは大臣、質問事項、少しはしよっていきまされども、国民の共有財産、共通財産、これは今回の樹木採取権のところできちつと守られておるかどうか、御答弁願います。

○国務大臣(吉川貴盛君) 国有林野は、国土保全上重要な奥地、脊梁山地や水源地域に広く分布するなど、国民生活に極めて重要な役割を果たしております。これはもう国民共通の財産でございます。国有林野を国民の森として引き継ぎ国が責任を持つて一体的に管理経営をする考えであることは何ら変わりありません。

○鉢呂吉雄君 昨日の本会議でも、紙さん、徳永さんから質問が出ていました。昨年の十一月十三日の林政審の施策部会長土屋さんが、未来投資会議というのが官邸にあつて、竹中平蔵委員が国有林の改革について主張をして、成長戦略そのものに反映したい、トップダウンで政策の枠組みが決まってる、やはり転倒しておるのではないかと、正しい政策の在り方ではないと、こういうふうな部会長が厳しく言っておるわけでありました。

今私が言った国民の参加による国民のための国民の森、森林としての国有林の位置付けからいって、今回の決める方法はやはりかなり大きな問題があつたと、この指摘せざるを得ません。同時に、国民に対する御意見が出て、聴取をするというこの枠組みが全く取られておりません。

林業関係者、それは川上から川中から川下までの業者さんにアンケート調査のようなものをやったらと繰り返す事務方は私に言うんですけれども、本来は、国民の共有財産、共通財産であれば、一般の国民の皆さんからこういう国有林の業者に活用させるといふ形についてどうだと、そういった

真摯な法案作成の過程があつてしかるべき、こういうふうな思ふんです。私は、これはもう一回法案出し直した方がいいと思うぐらい、先ほどの皆伐は実質やつぱりあるわけですから、それをどういうふうにしていくかというのを、慎重な議論がなければ堪え得るものではありません。

今になって国民の皆さんから、これはおかしいぞという声が、先ほど進藤さんのところにも来たと言いますけれども、私らのところにもどんどん来ておる、今になってですよ。あるいは、一般のマスメディアも、今日も、連日どこかの新聞は大きく報道しています。これはやっぱり普通でない。法律にまでちゃんと国民共通の財産である、第二条、国有林野について、こう書いてあれば、やっぱり大臣、これは厳しく反省をして、出直しするぐらいの決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(吉川貴盛君) この本法案につきましては、一昨年閣議決定をされました未来投資戦略二〇一七に基づき実施をした国有林野の木材販売につきましても民間事業者からの改善提案において、現行よりも長期にわたり樹木を伐採できる制度の創設の希望が多数寄せられたことから、それらの提案を踏まえて林政審議会におきまして十分に御審議をいただいたところでございます。その上で政府として本法案を提出したものでございまして、御理解をいただければ、このように思ひます。

○鉢呂吉雄君 なかなか衆議院段階でも修正もできないわけでありまして、慎重な審議をしたいんですけれども、やはりこれは、大臣、真剣に考えてもらふべき問題であります。国民はほとんど知りません。事務方は、国会で議論するのが国民の議論だと私に言いましたから、それは違うだろうと、こういうふうな言つたんですけれども、そういう中で、少し前に進めさせていたいただきます。

先ほど、最大五十年について国民の共通財産という視点でいえば、単に長過ぎるかどうかではなく

て、長期にわたつて独占的、排他的に利用権が出てくると、これが先ほど言った国民の森とか国民の参加というものと整合性は取れるのかどうか、これは、大臣、ちよつと真剣に答弁してください。

○国務大臣(吉川貴盛君) 本法案は、事業者が国有林の管理経営を委ねるものではないと、国が責任を持つて管理経営することに変わりはなく、そういう前提の下、森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、国有林が民有林を補完する形で意欲と能力のある林業経営者に長期安定的に木材を供給するものとなっております。

さらに、樹木採取権者は、事業を開始する前に権利の行使方法等を定めた五年ごとの契約を農林水産大臣と締結をするなど公益的機能を確保するための措置を設けておりまして、国有林の本来の在り方からこれは逸脱するものではないと考えております。

○鉢呂吉雄君 逸脱という形があれなのか、やっぱり利用権は独占的に長期間でですね、超長期。例えば今、分収育林も当初予定した方向とは全く別で、一割ぐらいにしか売れないで大損、裁判問題にもなつておるといふのが衆議院でも論議されました。これだつて、国はいいことを言つて、林野庁はいいことを言っているけれども、本当に五十年分を貸すんではなくて、採取権を与えて、逆にそれだけのものがなくなるとか、ちゃんと健全に成長しないでそれなりのものが取れなかつたとかいう、逆の、採取権を持った方からの異議申立ても私は予想されると、こういうふうな思ふんですよ。だから、やっぱりそういう中で本当に五十年というのはいいかどうか。

私も、北海道広いです、五か所、オホーツク管内、それから道南、道央で芦別、それから大臣も行かれましたけれども、今回の地震の被災地のむかわ町穂別、行つていろいろ聞いてきました。

そうすると、少し話はそれるんですけれども、芦別というところに行きましたら、これは炭鉱地

帯です、皆さん、昔は、炭鉱のためにカラマツを、山が多いものですから、カラマツを要するに鉱山の坑木に使った。非常に森林、林業に対して熱意があった、私はちょうど偶然に行つたんですけれども、芦別、元氣森森まつり、行つたところ、鉢さん、これは国からも市からも一銭ももらわないでお祭りやっているんだぞと、十六回になるんだと、林業関係者が五人ぐらい私のところへ来て。それでまた、椅子を小学生の子供さんに金づちで作らせて、非常に子供さんは喜んでいてとか、いろんな、ほだ木で売っていたり、シイタケのほだ木を売っていたり。そして、私も動くのは見ていなかっただけですけれども、フォレストといいますが、収穫の機械とかいろいろを見せていただいたんですけれども。

彼らの話を聞きますと、やっぱり五十年は長過ぎる。我々のこの中小企業がいつまでもつかどうか。それは、森林組合で協同組合をつくれといったって、それはそう簡単にはいかないと。結局は、大臣、大きな企業に独占されると。そして、この林政審の審議の中身見たら、林野庁は、外資が地元企業と結び付いていくのも否定できないと、こういうふうに出てくるんですね。これは、かなりあちこち行つて、外資に日本の山が、使用権ですけれども、乗っ取られるのではないかと、こういうことを言われてきました。

ですから、結局は資本力や資金力のある大手が五十年というものを持つてありまして、これは法律に明記するぐらいなら削除した方がいいというのが私の考えですが、そのほか、やっぱり先ほど私が言ったように、再植林、保育をする予算が少な過ぎると。これは本場に、国有林野は予算を、今でも少ないのにならなくていいのかと。

それからもう一つ、北海道も四か所ぐらい大規模な木質バイオガスの工場ができて、結局、製品になるような、製材できるようなものをそちらの方に、結局は年間フル操業するためには必要だということ、A材、B材とは言わぬかつたけれども、製材できるものが燃やされていると。これは

資源の無駄どころか、結局は非常に大きな、製材工場、バイオガスの工場ですから、二千キロワットといいましたか、そのものを稼働させるために結局はそっちの方に材が行つてしまふ、キロワット三十二円で発電できるわけですから。そこは、大臣、やっぱり厳しく見ていかなければ、五十年の、出てきたものは、そういった、新たな言いながら、これ今急増していますよね、木質バイオガスの発電所向けの仕向け量が急増している、そっちの方に行つてしまふのではないかと、むしろ我々を圧迫してしまうのではないかと、こういう声もございました。

もう一度、五十年、長期のものがいいのかどうか、御答弁願いたいと思います。
○国務大臣(吉川貴盛君) まず、資本力の大きい企業に独占されるのではないかと御懸念でございます。

今回の仕組みにつきましては、地域の意欲と能力のある林業経営者の育成の観点から、これらの林業経営者が対応しやすい規模を基本として樹木採取区を指定することとしたしているところでございます。また、樹木採取権者の選定に当たりましては、樹木料の高低だけではなくて、地域への貢献度合いなどを総合的に評価することともに、複数の中小事業者が協同組合等として申請することも可能といたしているところでもござい

ます。
今回の仕組みは、中小規模を含めた地域の林業経営者の育成に貢献すると考えておりまして、資本力の大きい企業に独占はされることはないと考えているところでございますが、私たちも、このことにつきましては今後ともしっかりと注視をしていかなければなりません。この設定につきましては、中小規模の皆さんがきちつとこういった採取権者になれるように、努力も今後続けていきたいと、こう思います。

さらに、木質バイオマススの点についてお尋ねがございました。
例えば、F I T法などによる木質バイオマスの

エネルギー利用につきましては、林業の副産物であります林地残材を利用することを基本といたしております。一般に、林地残材による燃料向けの原木価格は五千円から七千円程度であります。製材向けは一万円から一万二千元であります。ことから、製材向けの原木を燃料とすることは経済的な合理性はないと考えておりますが、しかしながら、原木が通常の市場価格よりも安い場合には、製材向けとして活用され得る材が燃料として供給されている場合もあり得ると考えます。

このため、私も農林水産省といたしましては、木材が品質にふさわしい用途に利用されますよう、木材関係団体とも連携をして取り組み、国産材の需要拡大にも努めてまいりたいと思っております。さらに、個別案件等につきましては都道府県と連携をして事業者に関き取りを行うなど、実態の把握にも努めているところでござい

ます。
○鉢呂吉雄君 地元業者と外資が合体してこの事業を取る、これは否定できないと、これはそのとおりですか。
○国務大臣(吉川貴盛君) 外資の関係につきま

して御答弁申し上げますが、外国企業につきましては、この数百ヘクタールを基本とする樹木採取区の売上高や利益の水準からして、外国企業が参入するメリットは小さいと、こう思われます。

外国企業は我が国の林業の実績がほとんどございませんで、我が国の森林の自然条件等に応じた技術の蓄積も少ないこと、さらには、川中、川下事業者との連携には実質的にはこの地域の一定の足掛かりが必要であることから、その参入は私どもはその想定をしていないところでもござい

ます。
○鉢呂吉雄君 それは、実績がないとか、川中、川下の連携。しかし、この法律上、これは拒否はできるんですか。
林政審でも、林野庁の担当者はそういうことがあり得ると、質問に対して、女性の方の質問に対して、葛城奈海さんの質問に対して、外資が地元

とジョイントならオーケーという説明があったがと、資本的に潤沢な外資や大手が日本の山で幅を利かせて、結果として圧迫してしまふのではないかと、こういう質問をされておるんですけれども、これは拒否はできないということではないんです。

○国務大臣(吉川貴盛君) 外国企業がこの国有林の入れに参加すること自体は現行でも可能でありまして、新たな仕組みでもその取扱いが変わるものではないと認識をいたしております。

○鉢呂吉雄君 委員の皆さんにも、我々、食料の自給は、やっぱり国際貿易との関係あるいは国際資本の国際的な在り方と違つて、やっぱり一つの歯止めを議論をしてきちつとつくる段階に来たのではないかと。トランプさんがあれだけアメリカ第一でやっている。日本の第一はやっぱり食料とかそういう自然関係のものについて、やっぱり議論をしてやるべきものはやっていくという段階に

来ておるのではないかと、こう思いますので、今日は時間がありません。次に行きます。
もう一つは、大臣、少し飛ばさせてもらいま

す。
趣旨説明の中で、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から樹木を採取できるように措置する、これが今回の法律の趣旨だと。

ただ、例えば林政審の十一月十三日の部会で、都道府県が公表する林業経営者あるいはそれと同等の能力があると認められる人は対象者になるんだと、公募の対象になるんだと、専ら国有林の仕事をやっていたらいいという方も樹木採取権を受ける者になっていくのだというふうな発言をしていらっしゃるんですけれども、これは少しさつき

言った趣旨、補完する形からいけば、やっぱり国有林のための今回の採取権を与えるということになつていくのではないかと。民有林の大半はもう八〇、九〇％は民有林で、一〇から二〇ぐらいを

国有林がやって初めて民有林に対する補完的な機能で手助けをすることができると。これ、どつちですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 森林経営管理法により措置されました森林経営管理制度は、この民有林において経営管理が不十分な森林について意欲と能力のある林業経営者への集積、集約化を進めるものでございます。

この制度を円滑に機能させるためには、その要となる意欲と能力のある林業経営者の育成が不可欠となっております。意欲と能力のある林業経営者の育成は主に民有林を中心に取り組むものであると考えられますが、国有林におきましても、民有林からの木材供給などの取組を補完するため、本法案により、長期安定的に林業経営者が樹木を採取できますよう措置し、意欲と能力のある林業経営者の育成を支援することとしていくものでございます。

○鉢呂吉雄君 それは後に回しまして、他の委員から話していただきますけれども、今大臣言われたのは単なる型どおりのことでありまして、国有林野の伐採を主にずっとやってきた業者がそのままだと、あるいは国有林が五割、六割そこに入っていて、あと三割、四割が民有林のこの伐採をやる業者、そういったものは対象になるのか、それか、明確にしてほしいと思います。

それから、時間がなくなりました、国が樹木採取権を公募する際、その旨を国が申入れをすることとして、この申入れに応じた申請した者の中から権利者を選定すると。申入れをした者に対して、再植をすることを申入れた方ですね、言っておるわけです。

私は、この法律の建前からいけば、法律関係者から聞いたんですけれども、この法律からいけば、植栽ができないと言っておる採取権者がもしいるとすれば、それを選定から外すと、公募はしたんだけど選定を外すということでは法律上できないのではないかと。ですから、何か提訴されたりしたら、それを拒否することができないのではないかと。これについて御答弁ください。

○国務大臣(吉川貴盛君) まず、現在、国有林のみで事業を行っている事業者でありまして、樹

木採取権の取得によりまして事業規模の拡大が可能となり、将来的には都道府県が公表する意欲と能力のある林業経営者として民有林の管理経営の集積、集約化に貢献することが期待されることから、樹木採取権の設定の対象としていくところではないかと。

さらに、もう一点であります、事業者が植栽の意思なく申請してきた場合には申請を受け付けないこととする方針でございます。なお、このことを国が樹木採取権者を公募する際に明らかにした上で申し入れることとしていくことから、植栽作業を行う意思がない者が申請することはないものと考えておりまして、さらに、植栽する意思のある者の応募がなかった場合におきましては、国は植栽を樹木の採取と一体的に行う事業者を改めて公募することとなります。

○鉢呂吉雄君 いや、私の質問は、そのことを拒否をした、応募した段階で植栽をする意思がないと言つて、公募の段階で選定の者から外した場合に、この業者さんから異議申立て、最終的には裁判、そうなったときに、この法律からいけばそこまでは言えないという形で国が負けてしまうのではないかと、端的に言えば、そのことについてどうですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 国の申入れに応じまして植栽する意思を示して選定された樹木採取権者が、それに反して植栽に応じない場合は、国は樹木採取権実施契約を締結することとはしませんで、この場合、樹木採取権者は事業を開始することができないため、権利を取り消すこととなります。

○鉢呂吉雄君 ちょっと答えていないので、もう私、時間が四分足らずでありますので、後で、来週小川さんも質問すると思しますので、きちんと拒否できると、法律的に問題なしということを確認にしたいです。いいですか。本当はここで止めてもいいわけですが、そういうわけにもいきませんから。答えられますか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 原則的には私今お答え

をさせていただいたとおりでございますが、そういったことが、事象が起きた場合に国が拒否するということは問題はないのではないかと思います。

○鉢呂吉雄君 確かに、これを義務付けするのは、私も詳しくは分かりませんが、民法二百四十二条の不動産の付合という条項で、国が、林野庁が金を出して植えてもらっても、その植えたものが自分で植えた人の物権といえますか、不動産になるという条項もあって、この義務付けが困難だというのは事務段階で聞きました。

問題は、今ちょっと話が違ふことになっていくんですけど、植えることについてはそうであるかもしれませんが、植えることについては、その民法二百四十二条の条項が当たると。あと長い間、五十年もあれば、長い間、保育期間があります。保育期間について義務付けさせることはできないんですか。それについて御答弁願います。

○国務大臣(吉川貴盛君) 保育に関しましては、この実施契約の締結の中に義務付けるものではございませんで、保育に関しましては国が責任を持つて行くと、このようにいたしているところでございます。

○鉢呂吉雄君 いずれにしても、責任というのは、もちろん責任は予算を出す皆さんにあるんですが、その施行を義務付けをすること、要するに伐採をした業者に義務付けをするということはできないんですかと言っているんです。

○国務大臣(吉川貴盛君) 保育に関しましては、この実施契約の締結の中の権利に含まれておりませんので、この点に関しましては、国が責任を持つて保育を行うということになっております。

○鉢呂吉雄君 時間が過ぎましたので、今はちょっとはしよって、もう少し詳しく聞きたかったんですが、時間がありません。

いずれにしても、この国有林野に関する採取権の付与というのは非常に重要な課題でして、私は、国民の共通財産とか国民のための森という公益的な機能を増進させるということからいけば、

まあ法律は通つてしまふんでしよう、これだけ多数ですから。しかし、やっぱりその後が問題で、やっぱり国民に対するパブリックコメントなんかをもっと広くやって御理解をいただく。

私が見ても、これは先ほど時間がありませんでしたからやりませんでした、いわゆる生物多様性の保全という意味合いからいって、あれだけの機械力で皆伐をしたら、それは山は荒れた形で、方々で、小淵総理も言っています、あのときやうど二十一名が亡くなった大水害の直後だったんです、やっぱりこの森の重要性を、大事だと。

それをきちっと踏まえた今回法律を出させてもらえたということなので、是非その観点で、まあ法律は通つてしまふというのを私が言うのもおかしいけれども、やっぱり真剣にやっていたら、い、そのことを是非お願いをして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○田名部匡代君 国民民主党・新緑風会の田名部匡代です。今日は質問の機会をいただきましてありがとうございます。

大事な法案の審議で貴重な時間ですので、集中して法案のことについてお伺いしたいと思います。一点だけお許しをいただいて、昨日も本会議場で徳永委員の方からありましたけれども、五月十七日、愛知県において二十三例目の豚コレラが発生をしました。もう一例目から八か月、間もなく九か月を迎えようとしているわけでありまして。

昨日も、生産者への経営支援の支払状況について指摘がありましたけれども、大臣からは、県から申請が来た段階で対応するというところでありましたが、まずはちょっと事実関係だけ、そういうことでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(吉川貴盛君) そのとおりでございます。

○田名部匡代君 大臣、本当にこのことについて危機感を感じていらっしゃるんでしょうか。県から申請、手続上はそうだと思いますよ。でも、これだけ立て続けに豚コレラが出て、県だつてもう対応に追われているわけですよ。現場はいつぱい

いっぱいですよ。みんな追い詰められている。

そういう中で、通り一遍のことじゃなくて、もう少し政府も積極的に、どうやって手続を迅速にすることができののかなどを考えるべきではないのかなと。少しでも早く支払が行われるような環境をやつぱり農林水産省が主体でやつていくべきではないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 必要でありますれば事務方の方からこの手当金についての算出の仕方等々は御説明申し上げさせていただきたいと思ひますけれども、まず私の方から、ただいまの田名部先生に對しましての答弁を申し上げさせていただきますが、豚コレラ発生で殺処分された家畜につきましては、評価額の全額を手当金として交付することとしたしております。

家畜の評価につきましては、その基準、算出方法等を国において定めまして都道府県知事にお示しをすることで手続の簡素化を図っているところでございますが、具体的には、その豚の評価額の算出に当たりましては、肥育豚でありますれば、発生農家が通常利用する市場での市場価格を、繁殖豚でありますれば、血統による価格や導入時の価格を考慮することとしておりますけれども、適正かつ客観的な評価が必要ことから、家畜防疫員、畜産関係に従事する地方公務員、民間の畜産業経験者から成る三人以上の評価人の意見を踏まえて都道府県で算出をいただいているというところでございます。

豚コレラの発生によりまして影響を受けました農家の方々が経営を続ける意欲を失わずに速やかに経営再開できますように、国ももちろん相談に乗りながら、迅速にこの評価を進めて、申請があり次第、順次支払を進めてまいりたいと思ひますし、もう既に支払を進めているところでもございます。

○田名部匡代君 是非、迅速に對應していただきたいと思ひます。八か月、もう間もなく九か月になろうとしているときに、なぜ終息させられないのか、今までの

対応が十分なのかどうか、大臣、こうしたことは検証されているんでしょうか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 一昨日も、この豚コレラの防疫調査の会がございまして、いろいろな分析をしていただいているところでございますので、これからも、その折に特に指摘をされましたことは、やはりこの飼養衛生管理基準の遵守を更にきめ細かく徹底することが必要だということなことも出されました。

そういったことも含めまして、今後また、愛知県、岐阜県、両県とも今実際に飼養衛生管理基準の在り方につきましても協議をさせていただいておりますので、以前から私もが示させていただいておりますように、早期出荷等々も含めてこの終息に向けてしっかりと更なる対応というものをしていかなければならないと、私はこのように思っております。

○田名部匡代君 農林水産省も別に、何とか、一生懸命対応してくださっていると思ひますよ。でも、大臣、何かですね、伝わってくる、大臣から伝わってくるものがありません。やつぱりこれ、必死で一刻も早く終息させるんだという思いを持って、しっかりと生産者の皆さんにもそのことを発信していただきたいですし、諦めることなく、これからも生産活動をしっかりと続けていっていただけるように、大臣からも強いメッセージを発信をして、これからも一生懸命取り組んでいただきたいと思ひます。

今日、新井局長にもお越しをいただきましたが、豚コレラについてはこれで終わらせていただきますので、済みません、ありがとうございます。

それでは、法案についての質問をさせていただきます。いろいろと皆さんが感じている不安というのは、懸念しているところというのは大体同じなのかなというふうに思っています。質問も重なるかもしれないけれども、お許しをいただきたいと思います。

ただ、大臣先ほど答弁されておられましたけれども、再造林や保育についてはしっかりと国が責任持つてやっていくんです。ただ、これだけ現場で対応してくださる人材も減ってくる中で、本場に保育のところまで含めて国が責任取れるような予算や人材ということが確保できているのかなということもやつぱり不安なんです。それが見えてこないから、国がやるんですと言つたって、本場に大丈夫ですかという話になるので、そういうことも含めて質問していきたいと思ひますけれども、申し上げるまでもなく、森林資源が充実をして、提出された法案を審議すると同時に、林業経営者を育成する、これは大きなチャンスとして政策を進めていく必要もあると思ひます。

しかし、地方では人口減少、そして少子高齢化に加えて、若い人たちが県外へどんどん流出をしていくということも地方にとっては大きな課題です。そうした問題を食い止めるためにも、林業、木材産業による事業と、そしてまた雇用の創出、就業機会の増大、若者の定住に向けた条件整備をしつかりと推進をして、林業の担い手となる人材を育成、確保していくことは、これ大変重要なことだと思ひます。

林業労働者の人数というのは徐々に減少しております。全国で五万人を割り込んでいる状況、これを食い止めなければならぬということですから、安全で魅力ある産業であるよう機械化であるとかICT等の技術の活用を進めることもこれまた大事。そしてまた、賃金等を始めとする就業条件を改善することというのは、私はこれ本場に重要なことだというふうに思っています。

今回、新たな取組をスタートさせるわけですが、どの程度まで増やしていこうとお考えなのか、そしてまた、そのために働く皆さんの所得であるとか就業条件というものをどんなふうに改善していこうとお考えなのか、具体的にお答えください。○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、この林業労働者の確保、育成、これは大変重要な課題だということに認識をしております。そこで、この確保、育成を図るためには、御指摘ございましたように、林業労働者の所得の向上でございますとか雇用の安定化、また安全な職場の確保といった就業条件の改善を図っていくということがこれは大変重要な課題だということに認識をしております。

このため、農林水産省といたしましては、この林業の成長産業化を図りまして林業経営体の収入を増やすということ、それからこの緑の雇用事業、これは大変地域によって熱心にお取組をいただいておりますが、この緑の雇用事業によりまして、素材生産から造林、保育まで一年を通じて複数の林業作業に對應できるような現場技能者の育成を支援をいたします。これに加えて、安全な職場の確保といったような観点で林業の現場への巡回指導あるいは安全教育に対する支援も行っておりますし、加えて、伐採等の作業を人ではなくて機械に行わせる、なるべく木に人が触れないような形で、機械が触れて作業をするということでの安全確保ができないかということの観点で高性能林業機械の導入への支援でありますとか、あるいは伐木等の作業の無人化に向けた林業の機械の開発といったようなものも取り組んでいるところでございます。

人材確保の見通しについての御質問でございますが、現在、新規就業者数で見ますと、緑の雇用事業の開始前は大体毎年二千人ぐらいの新規の就業者だったわけでございますけれども、この緑の雇用事業の開始後は大体約千人増えまして、毎年三千人程度が確保されているところでございます。

引き続きまして、これら緑の雇用を始めとする取組を通じまして、林業労働者の確保、育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○田名部匡代君 緑の雇用開始前と比較して開始

後は三千人程度に増えているということですが、これ定着率はどうなんでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

緑の雇用事業の定着率でございますけれども、緑の雇用事業の新規就業者のまず三年後の定着率でございますけれども、近年ではおおむね七割程度で推移をしているというふうに把握しているところでございます。さらに、五年後、十年後というところで見てみますと、大体五年後の定着率が六割程度、十年後の定着率で五割程度というふうに把握をしているところでございます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。三年後で七割、それが十年後で五割ということであり

ます。いろいろと要因は考えられるのかなと思いますけれども、例えば若い世代の人たちがこの制度を使っているという技術や技術を身に付けて、そして現場で働く。しかし、その人たちがちょうど結婚適齢期になって結婚して、そして子供を持ちたいという時期になったときに、なかなか、安全の問題だとか労働環境の問題だとか所得の問題だとか、こういったことでこの仕事を続けていくことが難しいという、もしそういう問題もあるとすれば、やっぱりそこは改善していかないとかならないというふうに思っています。

ちよつと話がそれるんですけど、実は私、この間も視察をさせていただいて、本当に驚きました。プロセッサでしたつけ、枝をわあつと、わあつと、これ議事録にわあつとか載るんですね、こう取って、そして一定の長さで切っていく。こんなことに驚く、当たり前だと言われるかもしれないけれども、本当にすごいな。

話がそれるといのは、実は地元で大規模でやっている酪農家のところに視察に行ったときに、そこではDVDを用意して若い人たちに酪農の仕事、一連の作業だとか、本当に最新のシステムを使った今の酪農の仕事の内容なんかをお伝えするDVDを作った学校の子供たちにも披露して

いると。

やっぱり知ってもらおうということ、見てもらうということ、もつと言ったら、できることなら体験してもらおうということもそうかもしれませんけれども、こんなふうに機械化も随分進んで、こういう現場で仕事をしているんだというのは、逆に言うと、知ってもらおうような機会をつくるということも若い人たちの関心と呼ぶのかもしれないし、人材確保という意味においては、今申し上げたこの緑の雇用なんかの制度を使うこともそうです、労働環境、そして所得の問題、こういうこともあるかもしれないが、ほかに、どうやって林業の現場を知ってもらおうのか、是非工夫しながら発信をしていっていただきたいと思えます。

他産業と比較をしても低い賃金である、まさに月給制が二割に満たない状況だと伺いました。平均所得は全産業と比較して百万円以上低いというような実態がありますので、やはりこの所得の向上というものは非常に重要な課題であり、なかなかそれを現場に任せていても自助努力ではどうにもならないことがあると思うので、しっかりと国がこの分野についても、この点についても責任を持って取り組んでいく必要があると、私はそんなふうに考えています。

と同時に、労働力不足ということと今外国人労働者の問題があるわけですが、林業分野において外国人労働者の受入れということについてはどのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。外国人材の受入れについてでございますけれども、林業現場におきましては、委員からも先ほど来御指摘いただいておりますように、労働災害が他産業と比べて非常に高い割合で発生しているということもございまして、現時点におきまして、林業現場での外国人材の受入れの経験というものはほとんどないという状況でございます。したが

いまして、今すぐ外国人材の受入れを林業において進めるといふことはなかなか難しいものがあるのではないかとふうに考えているところでございます。ただ、一方、やはり林業につきましても、先ほど来御指摘がございまして、人手不足という問題もあるところでございます。

業界、関係の団体においては、外国人の技能実習二号に林業を追加したらどうかというように検討も始まったというふうに向つていて、このようにございますので、こういった業界団体の検討が円滑に進みますように、私どもとしても支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○田名部匡代君 分かりました。

それでは、次、大臣にお伺いをします。国有林野事業の目標というのは、公益重視の管理経営を一層推進して、そして林産物を持続的かつ計画的に供給、活用し、地域の産業だとか、また林業の成長産業化の実現に向けて貢献するための取組を進めていくというふうに向つていて、すけれども、この国有林野事業の目標との関係も含めて、本法案の目的について改めて伺いをしたいと思えます。

○国務大臣(吉川貴盛君) 国有林野の管理経営の目標は、国有林野の管理経営に関する法律第三条の規定のとおり、公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物の持続的かつ計画的供給及び国有林野の活用により地域の産業振興又は住民の福祉の向上に寄与するものでございます。

本法案は、林業の成長産業化に向けまして、国有林野が民有林を補完する形で意欲と能力のある林業経営に長期安定的に木材を供給することによって森林経営管理制度の円滑な実施を支援をいたしまして、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域の産業振興に寄与することを狙いとしたしております。

また、本法案におきましては、樹木採取権者に事業を開始する前に権利の行使方法を定めた五年ごとの契約を農林水産大臣と締結させるなど、公益的機能を確保するための措置も設けていると

ころでもございます。

○田名部匡代君 目標や目的を掲げたら、やっぱりそれを実現させるために本気で取り組んでいただきたいと思うのですが、いろいろ言われている民主党政権の時代でありましたが、当時の菅総理、林業で地方再生、林業を成長戦略として随分私も中に入って一緒に議論させていただいたことを思い出します。これ、平成二十一年でありましたけれども、森林・林業再生プランを発表して、十年後の木材自給率五〇％以上、まあ平成二十一年ですから、まさに今年が十年後、木材自給率は一体どうなっているのでしょうか。

別にこれは政権がどちらかということではなくて、やっぱりどちらになってもやるべきことはそこに向かつてちゃんと取り組んでいく必要があると思つていて、このときにも、適切な森林施設が行われる仕組みの構築、低コスト作業システムの確立、林業事業体や人材の育成、国産材の加工・流通体制整備と木材利用の拡大、こうした主なことを掲げてかなり突っ込んだ提案がなされていると。森林整備の支援というだけではなくて、持続的森林経営の方向に転換していく。単なる間伐補助のようなものから路網整備や機械化、人材をちゃんと育成をして計画的な森林経営に誘導していく、こういう議論がなされていたんですね。

それから十年がたつたわけですね。この十年間も何もしてなかったわけではないと思いますけれども、こうやって、まさに農林水産省、林野庁中心に、きちんと現場のことが分かる人たちがこういうことを取りまとめてくれているんですね。

何度か話に出ているけれども、未来投資会議だとかどうでもいいわけですよ、皆さんがこうやって日本のやっぱ林業をどうしていくのかという議論してきたわけですから。今回は林政審もちゃんと開いていらつしやると伺っておりますけれども、それが本来あるべき姿ですよ。皆さんだからやっぱりできるんだという思いで、余り外の声に振り回される必要なんなくて、是非これから、やっぱりこういう道筋を付けてやってきたん

ですから、そしてそれが今もつて実現されていない、新たな制度の中でこれからますますそれを進めていくということなんです。きちんとしていられたい。きんたいてい。

そういう中で心配をされているのが、公益的機能は本当に守られるんですかということや、また、再造林の問題であるとか、地域の産業は本当に守られるんですかということだと思ふんです。

そこで、幾つかお伺いをしていきたいと思ふます。

この樹木採取権制度では、公益的機能の確保というのはいかに担保されていくんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

この本法案におきましては、この樹木採取権者は、事業を開始する前に農林水産大臣と五年ごとに具体的な事業の計画等を内容とした契約を締結しなければならぬという条件を設けることになっていくと思ふます。

そして、この契約におきまして、樹木採取権者の事業の計画は、現行の国有林の伐採のルールにのっとりまして、農林水産大臣の定めます基準でございまして、国有林の地域管理経営計画に適合しなければならぬということになっていると思ふます。

このような仕組みによって、公益的機能の維持増進をしっかりと担保してまいりたいと思ふています。

○田名部匡代君 これまでの森林計画であれば、その策定というのは、公益的機能確保のためにペテランの国有林野事業職員の人たちが策定をされてきた。

本法案では、事業者による事業の計画を作成させることになっていくと思ふます。そうすると、いかにも守られるかという視点が先に立つて、本当に公益的機能が守られるのかという懸念の声を聞きました。決してそういうことではないと思ふます。

とでよろしいのか、そしてまた、森林計画制度との整合性もきちんと取れているということなのか、ちよつと改めて確認させていただきます。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

公益的機能の確保につきましては、先ほど御答弁を申し上げましたように、現行の国有林の伐採のルール、あるいは地域の管理経営計画に適合しなければならぬということでございます。これを通じて、まさにその公益的機能の発揮をしっかりと担保していききたいと思ふます。

○田名部匡代君 それでは、再造林のところにについてお伺いします。ちよつと一問飛ばします。

何度でも皆さん御指摘されているように、伐採と再造林を一体的に行う、そのことを申し入れるというところでありますけれども、改めて、実施契約の中に植栽も契約自体に含まれているということ、よろしいんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 植栽についてはいろいろ御議論いただいているところでございまして、この樹木採取権が区域内の樹木を採取することのみを対象としておりますので、伐採後の植栽につきましては国が責任を持つて行うということにしているところでございます。

この申入れ規定との関係でございまして、この法律案の申し入れるといふ規定に基づきまして、国が公募をする際に、樹木採取権者が植栽を行う旨を国が申し入れるということにしているところでございます。そして、国は、この申し入れに基いて申請した者の中から樹木採取権者を選定をいたしまして、植栽を行う旨の契約を当該樹木採取権者と締結をするということにございします。

○田名部匡代君 つまり、その契約、その申し入れをして、樹木採取権を得た人と改めて再造林の契約を結ぶということなんです。

再造林をしなかった場合、契約違反でどうのこ

うのといろいろおっしゃっておりまして、けれども、その契約書のひな形というのはいかにできていますか。

○政府参考人(牧元幸司君) 契約書のひな形につきましては、現在、いろいろ内部で相談しているところでございまして、現時点におきましては明確なひな形までお示しできるようなものではないと思ふます。

○田名部匡代君 ちよつとも一回改めて伺います。

再造林をしますという契約をして、もしそれを守らなかったら、業者に對してはどのように対応されるんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 伐採と一貫して植栽作業を行うことにつきまして、仮に事故等によりまして樹木採取権者が植栽を行えないときは、国が他の事業者者に委託することによりまして責任を持つて植栽を実施するということにございします。

また、樹木採取権者が一方的な事情により植栽を行わないというときにございしても、国が他の事業者者に委託することによりまして責任を持つて植栽を実施することになるわけにございしますけれども、このように、一方的な事情によって植栽を行わないというような樹木採取権者に対しては、損害賠償金を請求することや、悪質な場合には取消し事由の規定に基づき権利を取り消すなど、適切に対処してまいりたいと思ふます。

○田名部匡代君 それは明確になっているんですか。例えば損害賠償を請求することができるかどうか。どこで、その契約書にそういうことが明記をされるということですか。つまり、いかにいかに事業を行った、やりまして、もう再造林をしましませんでした、それは後から国は再造林に対して責任を持つてやってくれんというけれども、契約をして、いかにいかに事業をしたところに対しては、違反をしたときにはどういことがありま

すよ。どういふうな、その契約の時点で、契約を

をしなかったらどういふことになりましますよということが明確になるということですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 契約の中でこの植栽をするということが入っているわけにございします。で、これに違反すれば、これは当然契約違反でございします。で、一義的には先ほど御説明しましたような損害賠償の対象になるということも当然考えられることとございしますし、加えて、悪質な場合には、そもそもこの法律に基づきまして権利を取り消すということも含めて対応したいと思ふています。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

それでは、改めて、契約書のひな形を見せていただきたいと思います。この委員会に提出をしていただきたいと思います。いかがですか。

○政府参考人(牧元幸司君) ひな形につきましては、先ほど御説明いたしましたように、まだ作成中ということにございします。で、作成後のどのような形でお示しをできるのか、検討させていただきます。

○田名部匡代君 審議の間にそのひな形を提出していただきたいと思います。委員、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長(堂政茂君) 後刻理事会で協議します。

○田名部匡代君 質問を続けさせていただきます。

国有林における先ほどの保育事業のことにしても、国が責任を持つてやるといふようなことな

○政府参考人(牧元幸司君) 再造林につきまして

は、私どもの森林整備事業の中で支援を申し上げているところでございます。

森林整備事業の予算の確保につきましては、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○田名部匡代君　しつかりそこを責任持つて対応していただきたいと思います。

樹木採取権の設定を受ける者には、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することが求められており、投資のみを目的とする者への権利付与は行わないとして、地域における産業の振興に対する寄与の程度で評価をするというふうにしていますけれども、この寄与の程度で評価するというのは具体的にどのようなイメージなのか、その地域への貢献度合いというのはその権利を渡すときにどのぐらいの割合でいうか、どのぐらいの配分で評価をするのか、評価方法について教えてください。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

この樹木採取権者の選定に当たりましては、この樹木料の算定の基礎となる額、また事業の実施体制、地域の産業振興に対する寄与の程度といったような事項を勘案して評価をすることとしております。

このうち、御指摘ございました地域における産業振興への寄与の程度につきましては、素材生産量の増加を通じた雇用の増大がどのぐらいあるのとか、あるいは事業所の有無、その地域に事業所があるのかどうか、あるいは事業の実績といったような樹木採取区の所在する地域における取組について評価する考えてございます。

○田名部匡代君 例えばそういう中に、冒頭さつき取り上げましたけれども、労働環境、労働安全

対策であるとかいうこと、労働条件ですね、含めてきちんと見ていくということはないんでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君) 現在の国有林野事業
におきます総合評価方式の中でも、今御指摘いた
だきましたような安全対策も含めて評価をしてい

るところでございますので、同様に、そういう安
全対策も含めて評価するものと考えているところ
でございます。

○田名部匡代君 是非、そこを大事にしたい。できたと思います。現場からもそういう声が上がっていました。ブラック企業じゃないですけれども、もういいかげんな労働環境や雇用環境ではなくて、その事業者がしっかりと働く者の安全対

策が行われるような企業を選んでいただきたいということ、樹木料の高い申請をした事業者が最終的に権利を得るようなことがないように、しっかりと地域貢献などの評価、そして地元で頑張っている人たちがきちんとこれからも地域で頑張っているような、そういう取組にしてほしいということなんですけれども、なかなかそれが明確

に、どうだったら地域貢献とみなされるのか、どういうことが優先されるのかというようなことがちよつとまだうまく現場に伝わっていないような気がするんですね。そこに大きな不安を感じている方が多いような気がしました。是非その辺も明確にしていただいて、現場に発信をしていただくたいと、そのように思います。

樹木採取権の設定を受ける者の公募を行う場合に、複数の事業者が水平連携して協同組合等の法

人として申請することも可能としておりますけれども、それはどのようなイメージを持つておられるのか。林業経営者は小規模零細が大半であつて、協同組合化は地域の実情から厳しいのではな
いかという声もあります。協同組合等の等という
のは、どのような法人で、どういう形態であれば
可能なのか、教えてください。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げま

委員から御指摘いただきましたように、林業事業者は非常に小規模な事業者も多いということでございます。こういうことを踏まえまして、樹木

採取権の申請に当たりましては、単独の株式会社や個人のほか、複数の事業者が連携をして協同組合等の法人として申請することを可能としている

と、うなぐぐぐと、

具体的にどのような場合かということですが、この複数の事業者が連携をいたしまして法人化する場合ということで、一つには協同組合、これは実際に国有林の現場におきましても中小の事業者が協同組合をつくりまして事業を受けていただいているということがございますので、まさに、まずそういうことが想定をされるということになります。

加えまして、二以上の個人、法人等から成ります非営利団体でありますところの一般社団法人でございますとか、あるいは、会社形態の一つであるというふうに承知しておりますが、合同会社とか、そういうものも想定されると考えているところでございます。

○田名部匡代君 樹木採取権者はあらかじめ國に樹木料を納付しなければならないこととされていますが、この樹木料の算定に用いられる市場価格はどのように決定されるのか、また、市場価格やその決定方法について透明性はどうか確保するのか、教えてください。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げま

この樹木料を設定する際に使用いたします立木の市場価格につきましては、樹木採取区の伐採しようとする森林ごとに、当該箇所から生産が見込まれる丸太のその時点の市場価格、これを基に、そこから当該箇所におけるコスト、これは場所場所によってコストも異なっておりますので、当該箇所におきます伐採、搬出コストを差し引いた額というものをベースに算出をするということを考えているところでございます。

○田名部三代君 是非透明性を確保していただき

たいと思います。透明性が確保されないと、事業者が参入をためらうことにもつながっていくと思うので、よろしくお願いをします。

次に、計画どおりに適切にその採取権者が事業を行つてゐるかどうか、国がチェックしていくことが重要で、これは昨日も徳永委員の方からも質

問がありました。大臣がその樹木採取権者に對して求める報告、調査、指示というのが適切に行われるようにするために、どのような実施体制を構築して具体的に運用していくのか。つまり、昨日も指摘がありましたけれども、現場の負担がどうなるのかという問題もありますし、なかなかその現場で対応する職員が減少している中で、現実的にきちんとその実施体制を構築できるのかという懸念があるので、教えてください。

○政府参考人(牧元幸司君) この樹木採取権制度の適切な運営を図るためには、御指摘いただいたままのようなこの樹木採取権者の事業の実施状況を把握をいたしまして適切な措置を講ずるということが大変重要だということふうに考えているところでございます。

このため、毎年度、樹木採取権者から樹木の採取箇所、採取面積など事業の実施状況を報告させますとともに、現地におきましても確認を行うなど、森林管理局及び森林管理署が事業の実施状況を適切に把握をいたしまして、必要な指示ができるようにする考えでございます。

国有林におきましては、全国の森林管理署に現在約八百の森林事務所があるところでございまして。この八百の森林事務所に森林官が配置をされているわけでございますが、この森林官が日常的な巡視、伐採、造林等の事業の監督等の業務を行っているところでございまして、現地調査におきましては、これらの業務と併せて効率的に実施をしていきたい、今委員からも御指摘ございましたように、人員に限りもございしますので、こういった業務と併せて効率的に実施をしていきたいということでございます。

さらには、こういった実地調査を効率的に実施

するためには、例えばドローンとか、そういうような新しい技術も積極的に活用しながら効率的な実施を図っていくかと考えております。

○田名部匡代君 ドローンの活用とかはいと思います。効率的と言われても、どのように効率的にできるのかなというのはいちよつと具体的に私の

中で浮かんでこないんですけれど、国と現場の役割分担がきちんと明確化されて、そして、どう効率的にするのかというのはちよつと改めて伺いたいんですけれども、今申し上げたように、限られた人員の中でこれからまたその負う役割というのは大きくなるわけですよ。

心配しているのは、負担だけが大きくなって、でも人手はなかなか足りなくてというような、そのことが改善されないまま現場の負担というものが重くなつていくのではないかなということを懸念しているんですけれども、どう効率的に行っていくのか、具体的に教えてください。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

現在、国有林の現場職員におきましては、管轄する区域におきまして、事業の実施状況を始めといたしまして、重要度に応じて張り付け付けて現場を回つておられます。

そういう中で、今回のいろいろな制度を担保するためのいろいろな現地調査というものも出てくるわけでございまして、既存に行つておりますいろいろな調査活動などと併せてというのは、そういう業務と言つてみればセットで動くことによつて、完全純粋にプラスアルファで業務が生じるということのないように、うまくそこは効率的に業務が回るような工夫をしながら取り組んでいきたいということと併せまして、先ほどちよつとドローンのお話も申し上げたところでございまして、こういった新しい技術なども活用して、なるべく省力化できるところは省力化しながら業務を進めていきたいということでございます。

○田名部匡代君 是非、効率化も大事でありますけれども、これまで以上に過度な負担が職員に生ずることがないように、職員を増やすということも含めて検討いただきたいというふうに思っています。

木材の利用についても今日伺いをしようと思つたのですが、多分時間が足りないのので、次回

に回したいと思つたので、後半の部分少し省かせていただきます。

伐採をして、木を植えて、育てて、そして木を出して、そしてそれを活用する。そのためには路網の整備というのが必要で、さつき申し上げた、十年前のときにもこの路網の整備の必要性というのとは相当議論がされてきたわけでありまして、路網の整備は必要不可欠です。国有林の立木販売の実績等から考えても、路網整備の加速化というのは、この法案ができて新たに進めていくに当たつても、路網の整備というのは更に加速化をすることが必要ではないかなというふうに思つておりますけれども、これに対してはどのような取り組みでいくおつもりか、大臣にお伺いしたいと思つた。

○国務大臣(吉川貴盛君) 林業の成長化を実現するためには、高性能林業機械の導入ですとか路網の整備を進めて、効率的な作業システムを構築して木材生産や造林コストの削減を図ることが重要であると考えております。

路網整備に当たりましては、平成三十年年度から大量の木材運搬等に対応できる幹線林道の整備を実施をいたしますとともに、令和元年度から効率的なこの路網の設計等が可能となる航空レーザー計測等を森林整備事業で行えるようにするなど、その推進に取り組んでいくところでもございまして、引き続き、所要の予算を確保しながらこの路網整備というものを更に促進をしてまいりたいと思つた。

○田名部匡代君 近年、大規模な災害があつたり土砂崩れ等もある中で、この自然条件を含めていろいろな面でその規格をどうするのか、工法をどうするのか、そういう設定を考えていく必要があると思つております。

つまり、それを計画するための技術者やオペレーター等の人材をしつかり育成していくということも大事だと思つておられますけれども、その点についてはどうにお考えですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

路網整備に当たりましては、今委員から御指摘いただきましたような技術者の力によつて効率的な路網整備が行えるような路線の設定でございますとか、あるいは工法の工夫でございますとか、そういうところが大変重要であるというふうに考えているところでございます。

私もそういったしまして、この森林整備事業の適切な実施を図る中で必要な技術者の確保についても努めてまいりたいと考えているところでございます。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

まだ時間あります。終わりますか。分かりました。

たくさん作つた質問を半分まで減らしてまだやり残しましたので、まだまだ質問させていただきます。

○委員長(堂故茂君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(堂故茂君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、佐々木さやか君及び磯崎陽輔君が委員を辞任され、その補欠として石川博崇君及び青山繁晴君が選任されました。

○委員長(堂故茂君) 休憩前に引き続き、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○里見隆治君 公明党の里見隆治でございます。本日は、法案の審議にすぐ入りたいところでありましたけれども、残念ながら、豚コレラ、またしても五月十七日、二十三例目が愛知県内で発生をいたしました。まずこの件について政府に確認をし、また大臣の現在の受け止め、そして御決意をしつかり聞いた上で、法案審議に、質問に入つていきたいと思つた。

この五月十七日に愛知県田原市で二十三例目が発症いたしました。私も先週末、田原に様々な関係者、お声を聞いてまいりました。ちよつと先週末、野村哲郎先生も愛知県にお越しいただきました。一緒に農業関係者のお話をお伺いしたいところでございます。ありがとうございます。

まさに、この二十三例目が起こつてしまつたということとは、また次があるのかと大変な御不安の中で、農業者の方、そして関係者の皆さん、本当に寝られない日々が続いております。

こうした中で、この一週間だけでも行政で様々な動きがありましたので、まず事実関係を事務方にお伺いしたいと思つたのですが、一昨日、第七回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会が、国内の十三例目から二十二例目について、現時点で判明している事実関係を基にして豚コレラの感染経路、そして今後の対策を検討した結果を取りまとめたことと承知しております。農場への感染経路、また今後の対策について、その検討結果を具体的にお示しいただきたいと思つた。

○政府参考人(新井ゆたか君) 二十一日に第七回の拡大豚コレラ疫学調査チームを開催いたしました。委員御指摘のとおり、三月二十七日に発生いたしました十三例目から二十二例目の発生事例につきまして、それぞれウィルスの侵入時期、農場への侵入要因、豚舎への侵入要因等について分析が行われ、この結果概要については公表しているところでございます。

その結果、今回検討が行われた全ての事例におきまして、豚舎専用の長靴や衣料の交換などがその都度なされていらないというような飼養衛生管理の実践面での不十分な点が指摘されているところでございます。

また、農場への侵入要因といたしましては、豚コレラに感染した野生イノシシ由来のウィルスが

人や車両等を介すること、感染した野生イノシシが直接農場内に入ること等により侵入した可能性、それから近隣の発生農場由来のウィルスが猫やカラス等の野生動物、重機を介することにより侵入した可能性というのが指摘されているところでございます。これを踏まえまして、今後の対策として、飼養者が立ち入る頻度の高い分婉舎等におきましては、専用長靴の使用、立入り前の手洗いを小まめに行い、より丁寧な個体ごとの臨床検査が必要であるという指摘がなされているところでございます。

また、特に養豚密集地帯におきましては、周辺道路及び発生農場の消毒を更に徹底すること、それから粘着シートの設置や殺鼠剤の散布を実施する必要があること、発生農場の近隣農場では農場周囲への消石灰の散布を徹底するというところによりまして、ネズミ等によります新たな侵入を防ぐ必要があるという指摘が行われているところでございます。

これらを踏まえまして、飼養衛生管理の徹底に加えて、昨日、全国の都道府県に対してこのような指摘、毎日の健康検査及び早期発見、それからネズミ等の小動物の実施を行うよう指導し、今後、会議を通じて更に情報共有していくことというふうに行っているところでございます。

○里見隆治君 いろいろ言いたいことはありますけれども、まず事実確認をもう一点。

五月二十日に愛知県が豚コレラ蔓延防止のための緊急的な消毒等の実施を決定したというふうな承知をしております。その実施内容、また国としての評価、そしてこの県の実施に伴って国としてどのような対応ができるのか、これをお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(新井ゆたか君) 五月十七日に愛知県田原市におきまして発生いたしました二十三例目の事例を受けまして、大臣の指示を受けまして五月二十日に愛知県に出向きまして大村知事と今後の対応について協議をさせていただきました。

既に五月十七日には疫学調査チームが現地に入っておりますので、この現地調査の速報、それから疫学チーム長の助言を踏まえまして、大きく三つの点について実施をしていくということで決定をしたところでございます。

一つ目は、環境中のウィルス対策といたしまして、散水車等を用いた道路の消毒を徹底すること。二番目が、農場内へのウィルス侵入対策といたしまして、農場境界及び畜舎周辺の石灰散布を更に徹底するというところで、これを家畜伝染病予防法第三十条に基づき農場への命令として実施をしていくということ。それから三番目といたしまして、消毒の徹底を含む農場へのウィルスの侵入対策を徹底するというところで、飼養衛生管理につきましましてきちんとチームで、国、県のチームで入っていくということ。それから、サーベイランスを強化するということを決めたところでございます。

委員御指摘のありました告示は、これに基づきまして知事が即日判断をして発出いただいたものというところでございます。具体的には、田原市内におきまして五月二十一日から六月二十日まで、農場内及び農場周辺につきまして消毒あるいはネズミ、昆虫等の駆除を行うということでございます。この命令によります緊急的な消毒につきましては、この資材について国費で支援をするというスキームになっているところでございます。

○里見隆治君 ありがとうございます。

連日御対応いただいているということは有り難い、感謝したいところでございますが、結局、今の疫学チーム調査の検討結果、その要因を聞いておりますと、これまでと同様の原因であると。そして、更なる徹底ということでございますが、結局はこの散布車で路上をしつかり消毒していく、あるいは長靴の交換ができていなかったところをしつかり注意していく。結局はこの一個一個の飼養衛生基準が不徹底だったということの繰り返しというのがこの数か月行われているわけでございます。

ただ、こういうふうに言いますと、何かその一軒一軒の農家を責めるように聞こえますけれども、地元の農家の皆さんは、それはそれは一生懸命やっております。やはりこうして連続して発症している、発生していることは、これが構造的また組織的、仕組みの問題、システムの問題でありまして、そこはやはり国が前面に立って責任を持ってやっていただきたいと、それを繰り返してお願いをしているところでございます。

本場に同じことを繰り返して、大変私もこの同じ質問をするというのは非常に苦しいわけでありますが、一番苦しいのは現地の農家の皆さんであります。そして、これは決して一軒一軒が何か対応を怠っているとかそういうことではないということからすると、しつかりと対応を、これはもう更なる徹底の更なる徹底という同じことの繰り返しでは困ります。この時点で、あのときにやっていけばよかったということのないように御対応いただきたいと思っております。

結局、ワクチンの接種というお声出ていますけれども、これは結局今のままでは不安であるというその声の裏返しなわけですね。そういう意味では、今の現状をしつかり受け止めて、大臣として御決意を持って進めていただきたいと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(吉川貴盛君) 里見委員から御指摘を受けましたようなことが一番私も心配な部分でございます。まして、それゆえに、この度二十三例目に起きた件につきまして、先ほど答弁をさせていただきまして、新井局長と愛知県の田村知事というところと御協議をさせていただきまして。

その上で、二十一日に開催された第七回の拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会におきましては、この二十三例目までの発生事例についての侵入時期ですとか農場への侵入要因ですとか豚舎への侵入要因等について分析が行われたところでもございます。その結果であります、この侵入要因として検討が行われた事例全てにおいて飼養衛生管理が不十分であったことが指摘をされたところで

ございます。こういったことも愛知県の田村知事ともつぶさにお話をさせていただき、今後どうするかというところもいろいろと協議もさせていただいたところでございます。

この豚コレラの発生予防につきましては、飼養衛生管理基準の遵守、感染野生イノシシからのウィルス侵入リスクの低減が重要であると再認識したところでございまして、これまで、終息に向けて、三月二十九日の農林水産省豚コレラ防疫対策本部で決定をした追加対応方針に基づきまして、国が主導をして県の農場への指導内容を含め確認することによる飼養衛生管理基準の遵守の徹底ですとか、野生イノシシの捕獲、囲い込み、経口ワクチン等の野生イノシシ対策の総合的な推進といった対策を引き続き講じていただくことになっているところでございます。

このため、四月末には、一定地域の農場に対する早期出荷の促進等による農場のバイオセキュリティ向上を図る新規の対策案も岐阜県及び愛知県に提案をいたしましたところでもございます。今般のこの二十三例目の発生を踏まえまして、全国の、今も、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、都道府県に対して、毎日の健康観察及び早期発見、早期通報の徹底等、養豚密集地帯における消毒の徹底、ネズミ等の小動物対策の実施を行うよう指導もさせていただいたところでございます。

今後、国がもちろん前面に立ちまして、蔓延防止と経営再開に向けて総合的な対策を講じることによりまして、豚コレラの終息に向けて最大限努力をまいりたいと存じます。

なお、少し長くなつて恐縮ですが、二十一日の疫学調査チーム検討会後のチーム長であります津田先生のコメントはこのようなようになっております。疫学調査チーム検討会の後に行われた記者への説明におきまして、津田委員長より、愛知県田原市での二十三例目の発生に関して、発生農場から周囲にほとんど広がっていないという印象は強い、僅かな量のウィルスが衛生対策の隙間を縫って

て運ばれ発生につながっているイメージである、より丁寧な手洗いや消毒、早期発見が大切との説明があったと、このようでごさいます、これらの徹底によって終息に向かうのではないかとコメントをされたようでごさいますので、これから、この疫学調査チームの検討を踏まえまして、調査チームとの連携もしながら蔓延防止に努めてまいります。

○里見隆治君 今、津田委員長のコメンを御紹介いただきました。これは、しっかり疫学調査、これは客観的、学術的に第三者として検証するということだと思えます。実践するのは農水省、そして現場の自治体、また農業関係者であります。もう二度と同じ質問の繰り返しにならないように、これからの行動をしつかり見守っていきたいと思えます。

それでは、国有管理経営法案の質疑に入りたいと思えます。

今回の法案、これはまさに国有林野の管理経営という全体観に立って見ていくべきであると思えます。その意味で、国有林野の管理経営に関する基本計画、これが昨年の十二月に改正をされております。これを確認いたしますと、この基本計画の中では三つの柱が掲げられておりますが、一つ目が公益重視の管理経営の一層の推進、二点目が農業の成長産業化への貢献等、三点目が国民の森としての管理経営、地域振興への寄与等の取組を計画的に推進するという三点でごさいます。とすると、最近の農林水産業、成長産業化という点が強調されがちでありますけれども、国有林野につきましまして、一つ目の公益重視、また三つ目の地域振興と、こういった点もしっかりと見据えて取り組むべきというふうにごさいます。

まず、国有林野の管理経営に関する今申し上げた基本的な計画の中で、本法律の目的が何か、大臣から基本的な方針、お立場をお述べいただきたいと思えます。

○国務大臣(吉川貴盛君) 平成三十年の十二月に策定をいたしました国有林野の管理経営に関する

基本計画におきましては、公益重視の管理経営の一層の推進、林業の成長産業化への貢献、地域振興への寄与などの取組を推進することといたしております。

本法案は、国有林が民有林を補完する形で、意欲と能力のある林業経営者に長期安定的に木材を供給することにより、森林経営管理制度の円滑な実施を支援をして、林業の成長産業化や地域の産業振興に寄与することを狙いとしております。

また、本法案におきましては、樹木採取権者に、事業を開始する前に権利の行使方法を定め、五年ごとの契約を農林水産大臣と締結させるなど、公益的機能を確保するための措置も設けているところでごさいます。

このように、本法律案は、国有林野の管理経営に関する基本計画で定める取組の方向性に沿ったものと考えているところであります。

○里見隆治君 今大臣からも触れていただきました公益的機能、これは大変重要なものだと考えます。

農林水産省からいただいている資料で、これは平成二十七年の森林資源の循環利用に関する意識・意向調査、これは国民の皆さんに意識調査をしている。まさに今日午前中も、関係業者だけではなく国民の意識、そうした観点も踏まえての改正であるべきというお話、討議ございました。まさにそれを見てみますと、国民の森林に期待する働きとして項目順に並べますと、一位が災害防止、二位が温暖化防止、三位が水資源の涵養、そして四位が木材生産、五位が野生動物の生息の場というところであります。もちろん生産というところもこれは経済活動として重要であるわけですが、こうした公益的な機能というものについてやはり国民の皆さんも期待を大きくお持ちであるということでごさいます。

こうした公益的機能という点について、農林水産省、どのように捉えておられるか、高島副大臣にお伺いいたします。

○副大臣(高島修一君) 里見委員にお答えをいたします。

今委員からも御指摘をいただきましたけれども、森林は、国土保全や水源涵養、生物多様性保全、地球温暖化防止などの公益的機能を有しております。国民の安全で安心な暮らしは、これら森林の公益的機能の発揮により支えられておりまして、森林は欠くことのできない緑の社会資本であると認識をいたしております。

このため、木材生産と併せまして、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、引き続き森林の適切な整備保全と利用を推進してまいりたいと考えております。

○里見隆治君 この公益的機能の確保という観点から、国有林の人工林を伐採した後の森林づくりについて、これも様々な分野から御心配のお声をいただいております。

私の公明党の先輩議員で、赤松正雄さんという元衆議院議員、兵庫県の選出だったわけですが、でも、その赤松さんが顧問を務めておられます日本熊森協会という法人がございます。豊かな森を次世代につないでいこうという自然保護をされている団体ですけれども、同協会からも、お話を伺っている中で、天然林を再生していくべきだと、あるいは針葉樹と広葉樹の混交林を推進するべきだと、そうしたお声を頂戴しているところでごさいます。

農水省として、こうした考えに対しての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

平成二十八年に策定をされました森林・林業基本計画、この計画におきましては、それぞれの森林に期待されます機能をございますとか自然条件等に応じて、広葉樹の導入等により針広混交林化など、多様で健全な森林へ誘導するというふうに行っているとございます。

国有林におきましても、自然条件でございますとか社会的条件に応じて、必要な箇所につきまし

ては、針葉樹の育成単層林を天然更新等によりまして針広混交林化するような施策を推進しております。その実行に当たりましては、多様でまとまりのあるフィールドを持ち、国自らが実施主体であるという国有林野事業の特性を活用いたしましてモデル箇所を設定をいたしまして、検証を行いつつながら実践的な取組を行っているところでごさいます。このような取組によりまして、国有林におきましては五年間で広葉樹林及び針広混交林化が約五万五千ヘクタール増加をしているというふうにご承知をしております。

今後とも、国有林が針広混交林への誘導に向けた取組を先導的に進めまして、多様で健全な森林づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○里見隆治君 ありがとうございます。そうしたバランスの取れた森林づくり、よろしく願ひいたします。

もう一つ、公益重視という観点で、総合的な流木対策、また最近の大規模災害の発生、また気候変動による大雨の発生など、こうしたことを踏まえまして、治水事業の推進ということも大変重要だと考えます。

近年、地震や豪雨等で激甚の山地災害が多発する中、山腹崩壊等に伴って、その上に生息していた樹木が流れ出して被害をもたらす流木災害も顕在化をしているところでごさいます。昨年、大変災害の多い年でごさいましたが、七月豪雨で広島とか高知でも大変な土砂災害がございました。また、九月の北海道胆振東部地震でも、そして同じく九月、台風二十四号による土石流の被害と、全く油断のならない状況でごさいます。

こうした相次ぐ山地災害から国民の命と財産を守るために、森林の適切な保全を着実に進め、山地災害の防止を図ることが大変重要だと考えます。林野庁としてどのような対策を進めておられるか、お伺いをいたします。

○副大臣(高島修一君) お答えをいたします。近年、集中豪雨や地震等による大規模な山腹崩

壊や土石流、洪水災害が多発しておりまして、これまで以上に事前防災・減災対策等の総合的な治山対策の推進が求められております。

こうした状況を踏まえまして、昨年十二月に決定されました防災・減災、国土強靱化三年緊急対策等を実施するため、平成三十年度補正予算におきまして百九十五億円を計上し、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧、予防対策、植栽や防潮堤等による海岸防災林の整備、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の流木対策などを実施しているところでございます。

さらに、令和元年度当初予算におきまして、三年緊急対策の二年目の対策を行うための臨時特別の措置を含む荒廃山地等の復旧、予防対策などを実施する治山事業に八百五十六億円、これは前年度対比で一四三％であります、を計上したところでございます。

今後とも、所要の予算を確保し、災害に強い森林づくりを推進することで、国民の安全、安心の確保に全力で努めてまいりたいと考えております。

○里見隆治君 今、副大臣から今年度の事業を中心にお話をいただきましたが、これは、緊急対策は三年、そしてこれは三年にとどまることなく、これからも計画的に進めていただきたいと思っております。

その上で、先ほど冒頭確認をいたしました国有林野の管理経営に関する基本計画、一つに公益、二つ目が成長産業化、そして三つ目の地域振興への寄与という、この三点目の関係でお伺いをしたいと思っております。

地域の産業を振興していくというこの点につきまして、現行の国有林野事業の立木販売等の入札におきまして、地域外また県外の者をこれは制度的に排除できないということはどうだと思っておりますけれども、現実には九割を地元の実業者が落札しているというふうに承知をしております。ただ、今日の午前中の審議でも何点か先生方から論点として出されておりましたが、地域外の比較的大き

な企業が入ってくるのではないかとといった懸念の声も聞かれるわけでございます。

この制度の中でどのような仕組みにおいてこの地域の事業体を育成していくのか、その点を確認させていただきたいと思っております。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

現在の国有林の立木販売の入札におきましては、そのほとんど、御指摘いただきましたように、九割は地元の実業者が落札をしているというような状況にあるわけでございます。

そのような中、今回の新たな仕組みにつきましては、引き続きまして現行の入札による方式というものは基本としながらも、今後供給量の増加が見込まれます国有林材の一部につきまして導入するという考え方でございます。

また、樹木採取区の規模につきましては、地域の意欲と能力のある林業経営者が対応できるような規模を基本といたしますとともに、樹木採取権者の選定に当たりましては、樹木料の高低だけではなくて、地域における雇用増大への取組など、地域の産業振興に対する寄与の程度などを総合的に評価することとしております。

このような措置によりまして、地域の林業経営者の育成に資するものとなるように制度を運用していきたいと考えているところでございます。

○里見隆治君 地域の産業振興という観点、これは非常に大事な点だと思っておりますので、バランスの取れた審査実施をよろしくお願いいたします。

次に、私、愛知県は国有林は少のうございまして、ただ、奥三河と言われる静岡、長野県境、山林地域でございまして。そこで、先日、森林組合の幹部の皆さんとも懇談をしましてまいりまして、様々御意見を聞いてまいりました。その中で気になった点ありましてので御紹介したいと思うんですけれども、今回の法律案では、国有林野に一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定すると。それによって、地域の林業事業者が国有林の事業の実施に偏ってしまつて民有林の

整備を行わないような、そうした事態を懸念しているということでもございました。

人手不足の地域と、ある程度人手が確保できていく地域、それは少ないと思うんですが、その地域差もあらうかと思っておりますけれども、特に愛知県は人手不足で困っていて、新しい事業にまで手が回らないのではないかと。さらに、従来行っていた事業よりも優位な条件で国有林の仕事が入れば、これまでのお客様向けの仕事に影響が出かねないのではないかと、そうした御反応、声も伺っております。

こうした民有林、これまでの事業に悪影響が生じないような仕組を設けられているのか、お伺いします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

樹木採取権者の公募の際に、樹木採取権者におきましては、それまでの事業に加えて、機械とか人材などの確保も含めまして経営規模を拡大しなければならぬ旨を提示をさせていただきました、それを遵守していただくということを考えているところでございます。このように、樹木採取権者は、権利取得に当たりまして経営規模を拡大をするということが前提となつてございます。国としても、これらの取組が適切に行われているのかを確認をしていきたいというふうな考えております。

また、樹木採取権の取得に当たりましては、経営規模の拡大に対応するための機械とか人材とか、そういったものの確保も伴うものでございまして、事業開始後にそれまで民有林で行っていたような事業を安易にやめしてしまうということにはならないのではないかとというふうな考えているところでございます。

○里見隆治君 今の民有林への影響という点で、この法律の制度の仕組みと併せて、川中、川下に至る新規需要の創出、これをやっていくんだというお話でございましたけれども、その意味で、この法律案の検討過程において、林野庁が民間事業

者からの提案を募集するマーケットサウンディングを行ったという点は評価できると思います。

このマーケットサウンディングにおいて民間事業者からどのような提案がなされ、どのように今回の制度改正、検討に生かされたのか、お伺いたします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

一昨年の未来投資戦略二〇一七に基づきまして、林野庁におきまして、国有林の木材販売に係る民間業者からの改善提案の公募を行いました。その結果、森林組合、素材生産業者、様々な民間の事業者の皆様方から、現行よりも長期にわたる国有林の樹木を伐採できるような制度、こういったものの希望が多数寄せられたところでございます。

具体的には、例えば三十年ないし六十年程度の長期にわたる伐採、販売に必要な権利の取得とか、あるいはこの伐採と併せた造林など低コストな森林整備でありますとか、あるいは伐採コストの低減によりまして立木価格の向上を図っていく等々の御提案があったところでございます。

このような中、当時検討中でございましたこの森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理システムを円滑に機能させるためには、このシステムの要でございます意欲と能力のある林業経営者の育成が不可欠でございます。国有林が民有林を補充するような形で、長期安定的にこのような林業経営者に木材を供給できるような仕組みを措置することが有効ではないかというふうな考えをしまして、この法案の検討を進めてきたところでございます。

○里見隆治君 もう時間ですので終わりますけれども、このようにしっかりとマーケットと対話をして需要を拡大していくと。その一方で、今日は時間がなくなりましたので次回に譲りますけれども、それを支える林業の担い手の育成、また確保、この点についてはまた引き続き質問をさせていただくということを予告をさせていただきます。

質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○儀間光男君 維希の儀間でございます。

国有林野の管理経営に関する法律について質問をしたいと思います。

まず一番目に、質問要旨にも掲げさせていただきましたけれども、樹木の伐採権は、公募をして、その中から選定される、これは当たり前の話だと思えます。ただ、その選定の方法が法律では明確になっていない。政省令あるいはその他の方法で決めてくるんだと思いますが、この対応で決めてくると思うんですが、この応募者の選定に当たっては、これは当然のことながら公平正大でなければならぬ。誰が見てもすぐに分かるようにガラス張りじゃないといかぬ。

それを前提にすると、選定にはやっぱり第三者の委員会みたいなのを設置すべきであろうということをお考えなんですが、これどうなんでしょう。その辺は、林野庁や農林水産省のしかるべく職員でもって選定員とするのか、第三者をつくってやるのか、その辺どうなんでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

この樹木採取権者の選定に当たりましては、効率的かつ安定的な林業経営を行う技術的能力、また経理的基礎を有するなどの要件を満たす者の中から、この樹木料の算定の基礎となります額の高低あるいは事業の実施体制、また地域の産業振興に対する寄与の程度等、こういった様々な点につきまして点数付けをいたしまして、この総合点で評価をするということを検討しているところでございます。また、この選定した者に対して権利を設定しようとするときには、これは関係都道府県知事に協議しなければならぬということ、これは法律上明記をする案になっているところでございます。

さらに、このような選定の結果の公表につきましては、御指摘いただきましたように透明性の確保の観点というのが大変重要でございます。

で、この申請者の権利の保護、またその国有林の他の事業でございまして、当該箇所以外の樹木採取権者の選定における競争の確保などにも留意しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

このように、樹木採取権者の選定につきましては、適正かつ透明なプロセスで行うということを考えているところでございます。具体的にこの第三者とかの審査を経るのかと農林水産省の職員で行うのかという御指摘でございますけれども、これは現行の国有林の発注事業につきましてもこういう総合評価方式で透明性を持って行っておりますので、これと同様に農林水産省の職員が行うということを考えているところでございます。

○儀間光男君 お答えいただいたものは皆当たり前の話で、当たり前のことを当たり前にやれば大した問題は起こらないわけですよ。

あえて申し上げているのは、別に、皆さん選定員を疑っているんじゃないに、こういうことはえてして、過去を見ているという、いろいろな分野で、選定作業なんか利権が絡みがちなんですね。そういうところを危惧してならない。しかも、戦後、大量に樹木の採取時期も迎えておりますから、ある意味では新たなスタートと言っているから、改正するわけですから、この辺、きちっとやっぱり整理をして掛かっていただきたいと希望を申し上げておきたいと思えます。

それから、再造林、朝から皆さん御議論がありましたけれど、同じ質問、同じ答弁になる可能性あるんですが、日本語は非常にいいですね、一つのもの表現するときに多くの表現方法がありまして、異口同音と、こう言っているようすが、同じ回答でも言葉を変えれば、聞く耳、読む耳が違ってくるということ、ちょっと質問重なるって答弁も重なるかも分かりませんが、私も表現を少し変えていきますから、皆さんもそういうことで御答弁いただけたらと思います。

再造林に向けての伐採と造林の一貫性、一貫作業することによって恐らく造林のコストの低減が図られると思うんです。ところが、この提出法案で見ますというところ、事業者が国有林伐採後の植林に関しては、事業者が国有林伐採後の植林に引継ぎ強制的な力を持つて法律は書かれていない。国から申し入れして、それに応じられる業者と契約をしていきたいということになっておるんですが、これの心配をする、鉢呂先生でしたか、民法との兼ね合いも引き合いに出しておりましたが、伐採した業者が引き継ぎ植え込みをする、民法上のその木の存在が業者に行くのでないだろうかという危惧さえるというお話でしたが、これは、苗木は国が提供する、国の苗木を業者に引き継ぎ、作業の一貫性、効率性、あるいは低コスト性、そういうものを考えると、苗木を業者が買って植えたとなると、これ問題。ところが、国有林ですから、樹木は全て国のもので国が管理せぬといけませんから、同じ業者であつても苗木は国が提供する。何々産業が引き継ぎひとつ植林してくれと、苗木は国から、これは国の苗木よということになれば、そんなに別に、あるいは民法上の問題が生じるとか、そういう危惧はしなくていいように思うんですが、その辺いかがですか。

○大臣政務官(高野光一郎君) 御質問ありがとうございます。

植栽については、樹木採取権が区域内の樹木を採取することのみを対象としていることから、伐採後の植栽は国が責任を持つて行うこととしたしております。一方、伐採後の植栽作業を事業者に委託するに当たっては、低コストで効率的に実施をするため、樹木採取権者が伐採と一貫して行うことが望ましいことから、法律案の申し入れるとの規定に基づき、国が公募する際に樹木採取権者が植栽作業を行う旨の申し入れをすることとしております。

国は、この申し入れに応じ申請した者から樹木採取権者を選定し、植栽作業を行う旨の契約を当該樹木採取権者と締結することとなるため、樹木採取権者が確実に植栽を行うこととなっております。

御指摘にありました、法律上、樹木採取権者に契約の締結を義務付けることは、契約自由の原則に反することから困難と考えておりまして、申し入れるという規定にしております。

また、植栽後の森林の保育については、今回の樹木採取権が国有林の管理経営を民間事業者に委ねるものでないことから、国が責任を持つて行うこととしております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

おっしゃること、よく分かるんですが、国が申し入れをする、国は法律作れるんですから、議会に諮って。別契約にしていって、採取契約して植林権はまた別に、そういうことではなしに、法律に書き込んで、採取権の中に植林も義務だよと。ただし、苗木は国のだから苗木は国が提供するということにすれば、二回も三回も契約しないといけないじゃないですか。あるいは、できないという業者は排除すると、こうおっしゃるんですが、これもなかなか難しいことだと思わすね、今の指摘からすると。

ということで、契約、応募の自由からすると、今政務官答弁のようになるといって、なかなかこれはもう難しくなるということから、もう一回確認したいんですが、一貫して同じ業者とやって、国はその後、保育しなければなりませんね。下葉を刈ったり、あるいは枝打ちをしたり、間伐をしたりというように、国は新たにまた保育していくわけですから、それも含めまして一貫した作業をする。保育も国がまたどこかへ頼むんですよ。

委託して保育作業してもらうということ等も含めると、やはり低コストで仕上げていくんだという観点にもう一度立って、いま一度御答弁いただけますか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

今回の制度につきましては、あくまでも国有林野の管理経営は国が行うということでございます。そのような中で、現在生えておりまして、あ

る程度伐採適期を迎えているような木の採取権を一定期間特定の業者に権利として付与するというものでございます。

御指摘ございましたように、じゃ植栽とか保育とかはどうなのかということでございますが、そこはあくまでも国有林として責任を持って行うという趣旨でございます。そこまで義務付けをするということについては、先ほど政務官から御答弁があったとおり、これは契約自由の原則からしても難しいということもございまして、繰り返しになりますけれども、あくまでも今回の権利は樹木を採取するところまでございまして、その後の保育についてはしっかりと国の責任で行うということでございます。

したがって、こういう業者に保育をお願いをするのかということについては、透明性を持って国がその業者をその都度また選定をしていくということを考えているところでございます。

○儀間光男君 質問の意味が通っていないようですが、今の議論は、植栽までは一貫してやったらどうかと。下葉や枝打ちはまた別の業者と新たにやると、これはそれで結構なんです。ここまでは、植林まではこれに義務付けて入れたらどうかという発想から今のお話になってきました。いいです、また新たにやることにしまして。

次に、樹木の採取を行っているのは地元の中小企業者が多いわけですが、現在見ていると。そんな中で、今回提出される国有林の採取権に関してはこの樹木採取区面積は規定されていない。ケース・バイ・ケースで行われるということで推察するんですが、いろいろ関係資料を見ますと、うと、樹木採取区はおおむね二百ヘクタールから三百ヘクタールの程度の規模が想定されると、これはまあ十年間でしようけれども。そうすると、中小企業者でそれに対応するのはなかなか難しい面が出てきかねぬのかと、資金繰り等も含めましていろいろなことが心配されると。

したがって、ジョイントベンチャー方式なども想定しているのか、あるいは採取権を設定されて

いる業者、この人たちが、もう同時に大規模事業者の参入も今言ったように予想されることから、中小企業者に対する配慮というのは一体どういうことを考えていらっしゃるのか、お示しいただきたいと思えます。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

今回の樹木採取区につきまして、十年を基本としということで、今委員から御指摘ございましたような二、三百ヘクタールといったような面積を想定しているわけでございますが、これは、実は現在、国有林の仕事を請け負っていたいております森林組合でございますとか素材生産業者でございますとか、こういった皆様方がやっておりますしやる規模が毎年大体二十ヘクタールから三十ヘクタールというような規模が多々ございますので、そういう皆様方でも十分受けられる規模というところで考えているところでございます。

なお、さらに小さい事業者の方も受けることができるように、こういう複数の中小企業者が協同組合等として申請をするということも可能としているところでございます。

ただし、今委員から御指摘ございましたようなジョイントベンチャー、ジョイントベンチャーと申しますと、これは複数の業者で構成されておりますので、法人格を持たない団体というのが通例かと思えます。こういう法人格を持たない団体に権利を設定することにつきましては、これは権利者の一人が契約違反をした際に責任の所在が不明確になってしまうとか、あるいは複数の事業者間で共同で樹木料を提案すること、あるいは入札時に事業者同士で情報交換を行うことなどが見込まれて、なかなか独占禁止法で禁止されております競争制限的な行為などに発展するおそれもあるのではないかと、こういうことを考えておりますので、こういう法人格を持たない者については想定をしておりませぬけれども、法人格を持つておりますれば、協同組合であれば、例えば一般社団法人であれば、合同会社であれば、想定をしていると

いうところでございます。

○儀間光男君 国有林を、適齢期になって伐採、搬出するわけですが、資料を見たり山の形態をいろいろ見てみますと、国有林の人工林、これは割と難しいところが多いような気がする。頂上に近いところとか、沢であるとか、あるいは山脈のつなぎであるとか。

国有人工林はそういうところに戦後多く植えられている。資料にも多いということがありますけれども、今度、切替え時期ですから、どうなんでしょう、国有林だから金に物を言わせて安全作業ができるかも分かりませんが、民有林だとういうところはなかなか難しい。作業も危険である。経費等のコストも掛かる。そういうようなことで、機材も、より難しいけど、高い機材が要するというところで、コスト面で非常に問題なんです。これを機に、国有林、国有の人工林は頂上辺りから下ろしてきて、割と平坦なところを確保するなり、あるいは里の後背地を使うなり、そういうことをすれば、民有林とも提携しながら安全な作業ができる、効率よく生産性が上げられる、そういうことが考えられる。こういうことを、政策をリードするのは国しかできません。

里見委員からありましたが、こういう難しいところ、危険な急峻なところとか、そういうところにある国有人工林を搬出して植え替える。同じ木、杉やヒノキじゃなしに、先ほど言ったように広葉樹、針葉樹、混交樹、こういうもので上の方、沢の方、つくって、これが国民の森づくりにもつながっていくんです。

もつともつと、時間がないので、次のを引き続きやろうと思うんですが、山の生態系、これを崩す原因になっているんです。しかも奥地ですから、上ですから、なかなか手入れが難しく、表土が露出をする、そこに集中豪雨がある、一気にその表土が流されて、斜面が崩れていって、ああいう大洪水になったり、土砂流がいったい下に行く、大きな甚大な被害を被る。

これを民間に改善せよと言ったってなかなか難

しいですから、これはやはり国策として国がリードして、植え替えるときは自然林に戻そうよ。国の所有する分は、あるいはどこか割と平坦なところ、あるいは、里のどこかで放棄されているんだつたら賃貸するなり買取りなり、中間管理機構がなかなか手を付けられない、それで耕作放棄されている、そういう里にある平坦な部分、作業もしやすい安全であるというところに移して、上は自然に戻して、自然環境を造成していく。山の生き物たちが安心して山で暮らせるように。山で暮らせぬから人里へ来ている、農作物に悪さをしたりやるわけですから。人工的に崩した環境ですから、国が施策としてリードして自然林へ戻していくという作業なんかしたらどうかと思うんですが、その辺はこの機にやる考えないですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

国有林におきましても、今委員から御指摘ございましたように、国有林の人工林、いろいろな自然条件の場所があるかというふうに思っています。その中で、例えば奥地にあるとかそのような自然条件のものにつきましては、そのような条件に応じまして、現在、針葉樹の育成単層林になっているようなものについて針広混交林化への推進というものも行っているところでございます。

国有林におきましても、この五年間で広葉樹林及び針広混交林が五万五千ヘクタール増加しているということでございまして、委員御指摘のように、なかなか奥地にあってそういう木材の供給等の条件が整わないようなところにつきましては、針広混交林化の誘導に向けた取組というものと引き続き行いまして、多様で健全な森林づくりというものを推進していかないと考えております。

○儀間光男君 今の御答弁は里見委員に対する答弁で聞いて知っております。

私が言っているのは、今回、急峻な場所にある国の人工林、頂上近いところ、作業の難航するところにあるものを伐採して出すわけですよ、その

部分を自然に返しませんかと。自然林にし、今促進しているの分かりますが、五万五千五百ヘクタール、分かりますけれど、さらに新たに、なかなか手入が難しくあるいは収穫が難しく危険な場所、そういうところを伐採して、また杉やヒノキや同じ木を植えるんじゃないに、自然に戻してはいかがかと。国有林、これから出した後の話なんです。どうですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 御指摘ございましたように、まさにそういう奥地で、なかなかもう例えば杉、ヒノキの育成とかに向かないようなところにつきましては、御指摘がありましたように、広葉樹の森に返すとか針広混交林化を図ると、そういう取組を進めていきたいというふうに考えております。それは国有林の中で進めております多様な森づくりというふうな中で推進していきたいと考えているところでございます。

○儀間光男君 是非そういうことをしていただきたい。

時間ないで次へ進みたいんですが、最後の質問になると思いますが、樹木の採取権が設定されてきます。権利設定料あるいはいろいろ採取料を払うわけですが、問題は、樹木料の算定基準もまだよく分かりませんが、それも説明できたらしてほしいんですが、昭和二十二年、特別会計でこれはスタートしています。あの頃は国内材が非常に好調でしたから、もうけもたくさん出して一般会計を補ってきた歴史がありますね。それが、材木不足で、三十九年、材木の輸入を自由化した。その後、平成十四年までずっと下がりが続けた。十四年で下げ止まりになったんですね。十五年からは上向きになってくる。ところが、十年後の平成二十五年に特別会計から一般会計へ組み替えるんですよ。この理由は何ですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。国有林野事業につきましては、今委員御指摘のとおり、かつて特別会計で行ったものをこの平成二十五年から一般会計化したところでござい

ます。この一般会計化した理由につきましては、国有林野の有する公益的機能の発揮のための事業でございまして、あるいは国有林への指導、サポート、あるいは木材供給調整等の事業を、林産物収入等の動向に左右されることなく、より計画的に実施できるようにするために、この国有林野事業の企業的な運営をやめまして一般会計化したところでございます。

○儀間光男君 特別会計のままで特用林産物等、悪影響が出るんですか。むしろ、こういう一般会計、特別会計、目的会計ですから、これに特化したものをやらぬと、一般会計に行かすというところの一般行政と同じ扱いになりますから、そうしますと、例えば教育を無償化する、あるいは社会保障をもっと手厚くする、財政を集めてみたら、なかなかこれは大事なところに行かない、多くの国民が必要とするところに行かない、じゃ山は少し我慢してもらおうかというふうなこと考えられる。ないとはしないんですね。

だから、それでは大事な大事な我が国の山、山は我が国のインフラというふうなされているんですが、国土を守り、水を守り、いろんな役目をしているんですよ。山が国をつくり、海をつくり、雨をつくるんですよ。そういう大事な国土の根幹、総理が好んで使う瑞穂の国の根幹を成す山の事業が遅れるようなことがあってはならないです。借金もあるようですが、頑張つて特別会計でやっていただきたいと思うんですが、大臣殿、いかがでしょうか。

○委員長(堂故茂君) 時間が参っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

一般会計化以前の国有林野事業におきましては、林産物収入等の自己収入と一般会計からの繰入れを財源として、自己収入の動向を見ながら収支均衡を図られるように事業を実施するような構造になっていたところでございます。その点を踏まえまして、先ほど御紹介したよう

な理由で、林産物収入等の動向に左右されることなく、より計画的に事業が実施できるようにするために一般会計化したところでございますので、引き続きまして一般会計の下で公益重視の管理経営、林業成長産業化への貢献などを図ってまいりたいと考えております。

○儀間光男君 終わります。ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。昨日の本会議質問で、国有林野管理経営法案の提案は未来投資会議の提案ではないかと、初めて提案したのは竹中平蔵氏ではないかというふうにお聞きをしました。大臣は竹中氏から提案があったというふうに認めましたけれども、ちょっと改めて確認しますけれども、間違いありませんかね。

○国務大臣(吉川貴盛君) 未来投資会議におきまして、竹中議員より一昨年、コンセッション案件の新たな検討対象としてこの国有林野事業が示されました。

昨年、この林業の成長産業化に向けた改革の方向性についての議論の中で、国有林での使用収益権の創出についてPFI法のコンセッション制度を活用した法制化について提案があったと承知をいたしておりますが、農林水産省といたしましては、一昨年閣議決定されたこの未来投資戦略二〇一七に基づき、国有林野の木材販売についての民間事業者からの改善提案を募集いたしました。それらの提案を踏まえて林政審議会において十分に御審議をいただきまして、政府としてこの法案を提出をしているところでございます。

○紙智子君 ちょっと聞いた以上に余分にお答えになっているんですけども、まず認めて、間違いないということだと思います。

それで、内閣府に次お聞きするんですけども、二〇一七年の五月十二日に行われた未来投資会議において竹中平蔵氏は、コンセッションを核にしたPPP、PFIの推進体制の構築についてというふうな題する提案を行っているわけですか。

竹中氏は、安倍内閣において六つのコンセッションが実現したとし、新たに国有林の検討が必要だというふうに言っています。

竹中氏の提案についてちよつと説明をいただきたいと思いますが。

○政府参考人(佐藤正之君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘のとおり、平成二十九年五月十二日に開催されました第八回未来投資会議におきまして竹中議員から、コンセッションを核としたPPP、PFI推進体制の構築についてという表題の資料が提出されました。当該資料におきましては、従来取り組んでまいりました空港、道路、上下水道等々の分野に加えまして、国有林野事業等についても新たなコンセッションの対象として目標設定の検討が必要であるとの趣旨が記されております。

○紙智子君 未来投資会議において国有林野事業について提案されたという話で、これは竹中氏が初めてですか、国有林野についてもということでは提案したのは。

○政府参考人(佐藤正之君) そのように承知しております。

○紙智子君 このコンセッションの意味について説明いただきたいんです。どういうことなんでしょうか。

○政府参考人(佐藤正之君) いわゆるコンセッションにつきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項で定義されております公共施設等運営事業のことと理解しております。具体的には、公共施設等の管理者等が所有権等を有する公共施設等について、民間事業者が運営等を行って利用料金を自らの収入として収受するものを指すというふう

に承知しております。

○紙智子君 未来投資会議で国有林野事業にもコンセッションとの話が出たときに、林野庁は何らかの見解を出したんでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君) 林野庁として、コン

セッションとは何か等につきまして見解を示したことはございません。

○紙智子君 何か普通言うのかなと思うんですけども、出してないわけですよ。

だから、未来投資会議というのは、これ成長戦略と構造改革を進める司令塔なわけですよ。だから、国有林に関わる重要な提案がされているのに、じゃ、林野庁はのんきな対応をしていたのかというふう思うんですけども、竹中氏の提案を基にして、六月に未来投資戦略二〇一七年として閣議決定がされています。それで、この未来投資戦略の公的サービスの資産の民間開放、PPP、PFIの活用拡大等の中の新たに講ずべき具体的施策に、この国有林において民間事業者が長期、大口で伐採から販売までを一括して行うことにより、現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等から改善提案の公募を本年中に実施するというふうにあるわけです。竹中氏の提案が具体化したということだと思ふんです。

それで、竹中氏は、さらに二〇一八年五月十七日に、国有林野への新たな民間手法の導入の必要性についてという提案をしています。これについてちょっと説明をしてください。

○政府参考人(佐藤正之君) 今委員から御指摘のございました竹中議員からの資料でございますけれども、その中におきましては、国有林野におきまして林業の成長産業化に貢献するため、新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、行政財産である国有林野の一定の区域で長期継続的、大口の立木の伐採、販売という形で使用収益できる権利を得られるように、次期通常国会におきまして国有林野の特例法の制定ないしは既存の法律の改正を行う、この制定、改正におきましては、民間事業者の権利として公共施設等運営権制度を活用することがより効果的であると必要とあれば併せてPFI法の改正も行うとされておりまして、国有林野へのPPP、PFIの導

入の必要性が唱えられております。

○紙智子君 つまり竹中氏は、今後国有林などの分野でいわゆるこのコンセッションのような考え方を導入して大胆に改革の仕組みをつくるのが不可欠ではないかと思うというふうな発言をして、会議の最後の方には、安倍総理が参加していただきますけれども、安倍総理は、国有林の一定区域も含めて長期、大口で事業を行うことができるよう、農林水産大臣は法整備に向けて取り組んでほしいというふうな指示をしているわけです。まさにこれ、国民の声は聞かないけれども、竹中氏が提案した内容が実現する方向になっているというふうな思ふんですけども、おかしいと思ふんです。

それで、二〇一八年六月の未来投資戦略二〇一八年には、コンセッション重点分野の取組を強化するとして、国有林野の一定区域について、民間事業者が長期、大口の立木の伐採、販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林関連法案の所要の整備をするということが閣議決定をされたわけです。

今回の改正案というのは、この閣議決定に沿って提出したということですよ、林野庁。

○政府参考人(牧元幸司君) 委員御指摘のございましたように、未来投資戦略二〇一八における記述を受けて、その後、林野庁において内容を検討いたしました。また林政審議会において十分御審議いただいた上で提出をしたものでございますが、しかしながら、本法案におけるこの樹木採取権につきましては、一定期間、安定的に樹木を採取することのみができる権利として民間事業者に設定するものでございまして、国が国有林野の管理経営の主体であることには変わりはないわけでございます。

このため、PFI法において公共施設等運営権として規定されております公共施設の運営全般を民間に委ねるコンセッション方式とは根本的に異なるものと認識しております。

○紙智子君 農林水産省としては、ずっと一貫し

てコンセッションとは違う違うというふうに言っているんですけども、何が違うんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) いわゆるこのコンセッション方式につきましては、管理経営の全般を民間に委ねる方式、運営全般を民間に委ねる方式ということでございますが、それに対して、今回の私どもが提案しております制度につきましては、あくまでも国が国有林野の管理経営の主体というところが違うところでございます。民間事業者に設定をいたしますのは、一定期間、安定的に樹木を採取することができる権利のみでございます。

○紙智子君 そうすると、国有林を誰が所有、管理しているかというのがポイントということなんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 管理経営の主体がどこにあるのかというのがポイントだということに考えておりまして、今回の制度におきましては、管理経営の主体はあくまでも国ということでございます。

○紙智子君 国有林はそもそも国に所有権があるわけですけども、木を切るときには所有権を国から民間に移転する、これ、コンセッションではないということなんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) 御指摘のございましたように、コンセッション方式では、所有権はあくまでも国にあつて、管理経営権を民間事業者に委ねるという方式というふうに承知をしております。

それに対して、今回私どもが提案をしておりますのは、管理経営はあくまでも国でございまして、樹木につきましては、樹木料をお納めいただいた後、所有権がその業者に移るというところもコンセッション方式とは異なるものでございます。

○紙智子君 ちょっと事前にいろいろとやり取りしていたんですけども、それともちよつと違うのかなと思ひながら。

国有林をどういうふうに扱ったらコンセッショ

ン方式だというふうに、じゃ逆に言えるんですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

今回の制度につきましては、国が国有林野の管理経営の主体でございまして、仮に、仮に管理経営について民間に委ねることであれば、コンセッション方式ということになるかと思ひます。

○紙智子君 管理経営を、あれ、所有は国なんです。管理経営を民間に任せるとコンセッションなんですか。何かちよつと、何回もやり取りしていたけどよく分からない、分かりづらいんですよ。

ただ、はっきりしていることは、未来投資戦略二〇一八年の中で、国有林がコンセッションの重点分野というところに位置付けられているということなんです。これははっきりしている。コンセッションでないというのであれば、この閣議決定に書いてあるこの記述を撤回すべきじゃないんですか、大臣。いかがですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。未来投資会議の項目上の整理としてはそうなっていたかというふうに承知をしておりますけれども、その後、政府部内の検討、また林政審議会の審議を経て現在のような形式に整理をしたということでございます。

○紙智子君 だから、閣議決定で書かれているのは、コンセッションの重点分野というふうに位置付けて閣議決定しているんだから、いや、コンセッションでないというんだつたらその閣議決定そのものをええなさいじゃないやないんですか、大臣。

○国務大臣(吉川貴盛君) もう紙先生は御承知のとおりだと思いますが、この閣議決定は政府全体で決定をしたことでございますが、この法案につきましては、先ほども林野庁の長官から答弁をいたしておりますように、私ども農林水産省が林政

○紙智子君　なかなか理解しにくいんですけれども。

それで、ちよつと次の話もあるので法案の本身についても聞くんですけど、昨年成立した森林経営管理法で言う、意欲と能力のある林業経営体の事業量を増やすと、そのために国有林を提供するというのがこの法案です。つまり、国有林を伐採する権利を与えて、権利の対価の支払を条件に参入を認めるということになります。

そこまでしてなぜ林業事業者に便宜を払う必要があるのでしょうか。

○政府参考人 牧元幸司君　我が国の森林につきましては、今本格的な利用期を迎えておりまして、切つて、使つて、植えるという循環利用をしていくことが大変大事ということで、昨年成立をいたしました森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が本年四月から御案内のように施行されているところでございます。このシステムを円滑に機能させるためには、システムの要となります意識と能力のある林業経営者の育成が不可欠となっているところであります。

このため、国有林が民有林を補充する形で、長期安定的にこのような林業経営者に木材を供給いたしますとともに、国産材の需要拡大に向けて、川上、川中、川下の事業者との連携強化を図ることが有効であるという、このような考え方の下に今回法案を提出しているものでございします。

○紙智子君 農林水産大臣は、樹木採取区を指定します。樹木採取区は、相当規模の森林資源が存在する一団の国有林の区域であつて、国有林と民

○政府参考人(牧元幸司君) お答え申し上げます。

この森林経営管理法によつて措置された経営管理制度は、民有林において経営管理が不十分な森林につきまして、意欲と能力のある林業経営者への集積、集約化を図るものでございます。この制度を円滑に機能させるためには、先ほども御紹介いたしましたように、意欲と能力のある林業経営者の育成が不可欠なところでございます。

そして、この意欲と能力のある林業経営者の育成につきましては、もちろんこれは民有林を中心に取り組むというふうに考えているところでございますが、国有林においても民有林からの木材供給などの取組を補完するために、本法案によりまして長期安定的に林業経営者が樹木を採取できるように措置をし、意欲と能力のある林業経営体の育成を支援するというところでございます。

○紙智子君　今、私、質問は、民有林と国有林を一体的に経営できるメリットを教えてくださいと言ったんですよ。

○政府参考人(牧元幸司君) 民有林と国有林を一体的に経営するという御指摘でございますけれども、一体的にというふうに申し上げましたのは、まさにこの意欲と能力のある林業経営体の育成の観点から、この民有林の取組に対して補完するような意味で国有林が取り組むということでご

ざいます。そして、この法律の条文の中におきましてもまさに国有林野事業及び民有林に係る施策を一体的に推進をするということを規定をしておりますのは、そのような趣旨からでございます。

○紙智子君　ちよつというろ、販路を確保するとか流通コストを抑制できるということを聞いていたんですけど、そうじゃないんですか、メリットという点では。

○政府参考人(牧元幸司君) 御指摘のように、コ

○紙智子君 民有林と国有林がある広大な地域において、この国有林を伐採する権利を手に入れた

大規模林業経営者は、更に事業を拡大するためには、多分、大型機械を導入して人件費なんかもコストも削減できるということになるんじゃないかと思うんですけれども、違いますか。

○政府参考人 牧元幸司君 御指摘のように、この樹木採取区におきまして樹木採取権を取得した業者においては長期安定的に事業が確保できるということで、コスト低減等のメリットもあると考えているところであります。

そして、そのような事業者からは、国はこの樹木料のほかに権利設定料についても別途お支払いいただくということを考えているところでございます。

○紙智子君 民有林と接する地域で経営する大規模林業事業者にとっては、やはり国有林というののは魅力ある地域なんだと思うんですね。例えば、商店街でいうと、駅前商店街で人通りの多い最も利益が上げられる一等地というふうになるんじゃないのかなというふうに想像するわけです。

それで、次に、新たに今度、樹木採取権という権利をつくるわけですが、樹木採取権は、一定期間、安定的に樹木採取区に生育している樹木を採取する権利ということです。つまり木材を伐採する権利ですけれども、なぜ五十年もの間権利を与えるのか、これについてお答えください。

○政府参考人(牧元幸司君) 樹木採取権につきま
しては、地域の意欲と能力のある林業経営者の育
成、また地域の産業振興への寄与の観点から、こ
れらの林業経営者が対応しやすいような規模に鑑
みまして、その期間は十年を基本として運用して
いく考えています。

他方で、現に地域の森林組合等から長期間の権

○紙智子君 基本十年だけれども、上限を五十年
ということなんですけれども、今、一般競争入札

などでは国有林に参入している事業者の契約期間と
いうのは一年とか三年ですよね。一方、新たに参
入する事業者には最大五十年間の契約を結ぶと。
国民の共有財産なのに、五十年間もの長い間、排
他的、独占的に権利を与えて、これ、理解が得ら
れるんでしょうか。

○政府参考人(牧元幸司君)　まず、今回の制度につきましては、現在の国有林の立木販売なりシステム販売のやり方を全面的にこの新しいシステムに移行するというわけではございませんで、基本的には今の立木販売なりシステム販売の考え方を基本にいたしまして、今後、国産材、国有林材につきましても供給が拡大をいたしますので、その供給が拡大する部分の一部についてこの新しいシステムを取るといふふうに考えているところでございます。

したがいまして、現在、立木販売等でお仕事をやっていたでいてるような地元の中小企業者の皆様方におかれては、引き続きまして国有林の仕事をやっていたけるといふことでございますし、また今回の樹木採取区の設定に当たりまして、この地域の林業経営者の皆さんが基本的には受けられるような規模での設定というものを基本と考えているところでございます。

○紙智子君　今の答弁聞いていますと、やつぱり大規模経営者の経営は安定するけれども、現状を維持しながら国有林で頑張っている中小の林業経営者の経営は安定しなくてもいいというふうにも聞かえるんですね、そういうことじゃないですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

今回の制度につきましては、あくまでもこの地域で頑張っておられます森林組合でありますとか、素材生産業者でございますとか、こういったような林業経営者の皆様方の育成というものを主たる目的に考えている制度でございます。

したがって、先ほど来御説明を申し上げておりますように、現行の立木販売等の仕事を取り上げると申しましょうか、そういうところにも食い込むような形で新しいシステムをつくるというわけでもございませんし、この新しいシステムにつきましても、この地域の林業経営者が受けられるような規模で発注することによって地域のこういう林業経営者の育成も図っていきいたいと考えているところでございます。

○紙智子君 意欲と能力のある林業者ということと、自分に合った経営とか自分のペースで行う経営ということとは違うと思うんですね。

それで、経営規模を拡大しないで現状を維持したいと、もうちょっと木を大きくしたいものにしたいからやろうとかというふうに頑張っている自伐型の林業というのは、これ排除されるんじゃないですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

今回のその権利を受けることができる者につきましては、都道府県が森林経営管理法に基づきまして公表する森林組合、素材生産業者、また自伐林家などの意欲と能力のある林業経営者及び同等の者としていただくでございます。長伐期多間伐を行っているような自伐林家の方でございますけれども、効率的かつ安定的な林業経営を行う技術的能力などを有している方であれば、これは対象になり得るというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 ちよつと時間になったので。

昨年成立したこの森林経営管理法というのは、経営規模を拡大することに着目した法律だと言わ

れたわけですね。現状を維持しながら頑張っている林業経営者や林家というのは排除されかねないんじゃないかという懸念を感じます。

ちよつと時間になりましたので、続きはまた次回にやらせていただきたいと思います。

○委員長(堂故茂君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(堂故茂君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十八日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂故茂君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂故茂君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十八分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換に関する請願(第一四二二号)

第一四二二号 平成三十一年四月二十六日受理
家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換に関する請願
請願者 山形市 庄司隼介 外二千六百五十五名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案
国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 分収造林(第九条 第十七条 条)」を「第二章の二 樹木採取権(第八条の五 第一章 分収造林(第九条 第十七条 第八条の二十六)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 樹木採取権
(樹木採取権の設定)
第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」という。)を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽(人工下種を含む。以下同じ。)された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者(以下「樹木採取権者」という。)から権利設定料を徴収するものとする。

(樹木採取区の指定)
第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団

の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積
二 樹木採取権の存続期間
三 権利設定料の額

四 樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。)の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針
六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八條の九 前條第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針
- 二 樹木採取区の所在地
- 三 氏名又は名称及び住所
- 四 経営管理(森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ)を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八條の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)

六 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四條第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ)及び木材製品利用事業者等(同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ)との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模(当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。)、並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 前條第二項の者が木材の安定供給の確保に

関する特別措置法第四條第一項の認定(木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画(同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ)に係るものに限る)を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画(同條第三項第二号口の森林の区域に前條第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。)の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(選定)

第八條の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八條の八第一項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受

ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八條の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八條の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七條第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八條の二十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八條の十二 農林水産大臣は、第八條の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(事業の開始の義務)

第八條の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(樹木採取権実施契約)

第八條の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容を含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる

基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号の施業の計画(次号において「施業計画」という。)が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければならない。樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(性質)
第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)
第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)
第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

2 樹木採取権の移転(法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

らない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)
第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)
第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(登録)
第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

5 樹木採取権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に對して、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることが出来る。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他の不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

ニ 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。

又 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

2 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

(樹木採取権者に対する補償)

第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において単に「樹木採取権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由により

消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替へるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十条第三号中「(人工下種を含む。以下同じ。)」を削る。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条を」第二十四条に、「第二十二條・第二十三條を」第二十五條・第二十六條に改める。

第一条中「及び流通の円滑化」を、「流通の円滑化及び利用の促進」に改める。

第四条第一項中「指定地域内」を「森林所有者等(指定地域内)に」、「又は収益」を若しくは収益に、「(以下「森林所有者等」という)を」又は森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ)に、「又はその」を「若しくはその」に改め、「この条においてを削り、「と共同して」を「又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品第三項第二号(2)において「木材製品」という)を利用する事業として政令で定めるもの(同号(2)において「木材製品利用事業」という)を行う者(第十六条第二号口及びハにおいて「木材製品利用事業者」という)若しくはその組織する団体(以下「木材製品利用事業者等」という)と共同して」に、「第三項第二号ハの事業所又は」を「同項第二号ハの事業所」に、「が当該」を「又は同号(2)の事業所若しくは区域が当該」に改め、同条第二項中「又は木材利用事業者等」を「木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等」に改め、同項第二号中「者又は」を「者」に改め、「開設する者」の下に「(第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という)又は木材の輸送を業として行う者を加え、同条第三項第二号中「実施時期を」実施期間」に改め、同号口を次のように改める。

口 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

第四条第三項第二号に次のように加える。

へ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 木材の需要の開拓の内容

(2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

第四条第三項第四号中「保安林」の下に「(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ)」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「の認定を」の認定(当該認定に係る事業計画が第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ)に、「第七項各号を」第八項各号に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項とし、同条第九項中「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「保安林」を「第四項に規定する事項(保安林に、「を含む」を含むものに限る)を含むに、「第三項第二号口に掲げる」を「第四項に規定する」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の立木の伐採及び伐採後の造林」を「についての第四項に規定する事項」に、「第三項第二号口に掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該」を「当該事業計画において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に、「に対する」を「又は木材製品利用事業者等に対する」に改め、同項第三号中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「が同項第一号」を「(前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む)が第三項第一号」に改め、同項第四号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほ

か、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に關し、森林の所在場所、保安林その他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に關し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

第五條第二項中「同條第四項各号」を「同條第五項各号」に改め、同條第三項中「前條第四項から第十二項まで」を「前條第五項から第十三項まで」に改める。

第六條第二項中「第四條第五項から第十一項まで」を「第四條第六項から第十二項まで」に改める。

第七條中「に従つて」を「第四條第四項に規定する事項を含むものに限る。次條及び第十條から第十二條までにおいて同じ。」に従つてに改める。

第九條第一項中「事業計画」の下に「（第四條第四項に規定する事項を含むものに限る。）」を加える。

第二十三條を第二十六條とする。

第二十二條中「前條」を「第二十三條」に改め、同條を第二十五條とする。

第二章中第二十一條を第二十三條とし、同條の次に次の一條を加える。

（国有林野の管理經營に關する法律との關係）

第二十四條 森林所有者等が国有林野の管理經營に關する法律第八條の十二第一項の規定により同法第八條の五第一項に規定する樹木採取權の設定を受けた場合（当該樹木採取權に係る同法第八條の六第一項の樹木採取區が指定地域内にある場合に限る。）において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取權に係る同法第八條の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五條から第十七條まで、第二十

一條、第二十二條及び前條（同條の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。

第二十條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。

第十八條中「昭和二十六年法律第二百四十六号」を削り、同條を第二十條とし、第十七條を第十九條とする。

第十六條の前の見出しを削り、同條を第十八條とし、同條の前の見出しとして「森林組合等の事業の利用の特例」を付し、第十五條の次に次の二條を加える。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）

第十六條 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、木材安定供給確保事業（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十三條第一項の融資機關から借り入れること（当該資金に充てため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機關に対して負担する債務を保證すること。
イ 森林組合若しくは森林組合連合会で木

材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者（口及びハにおいて「木材卸売業者等」という。）であるもの。

口 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合
ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

三 前二號の業務に附帶する業務
（都道府県の特別会計）

第十七條 前條第一號の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その經理を林業・木材産業改善資金助成法第十三條第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該經理を他の經理と区分して行うものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

2 第十六條第一號の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七條の規定によりその經理を林業・木材産業改善資金助成法第十三條第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であつて、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第八條に規定する經理を当該特別会計において行うときは、当該經理を第十七條に規定する經理と併せて行うことができる。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）
第三條 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「こと」の下に「都道府県が行う木材の安定供給の確保に關する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）第十六條第一号に規定する事業並びに」を加える。

第七條の二第三項第一号中「第十七條第二号」の下に「若しくは木材安定供給特措法第十六條第二号口」を加え、「同法第十七條第一号」を「林業・木材産業改善資金助成法第十七條第一号若しくは木材安定供給特措法第十六條第二号ハ」に改める。

第十二條第一項第五号中「次條及び」を「次條、」に、「の規定」を「及び木材安定供給特措法第十六條第二号の規定」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十六條第一号の規定による貸付けを行うこと。

第十四條第一項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改める。

第十五條第二号中「に掲げる業務及びこれ」を「及び第六号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同條第三号中「第十二條第一項第六号から第九号まで」を「第十二條第一項第七号から第十号まで」に改める。

第十七條中「及び第九号」を「第六号及び第十号」に改める。

第二十條第一項中「林業・木材産業改善資金助成法の下に」を「木材安定供給特措法を加える。」

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、平成三十二年四月一日から

施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下この条において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二 第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第四十三条の三 第三項中「第十二条第一項第九号」を「第十二条第一項第十号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第五条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の十一 第一項中「及び第九号」を「第六号及び第十号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十号 第一項中「第四号又は第四号の二」を「又は第四号から第四号の三までに」「又は公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

第十一号 第一項中「又は公共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

別表第一 第四号の二の次に次のように加える。

(六) 抵当権の順位の変更の登録

(七) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

ロ 抵当権以外の権利の信託の登録

(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。)

(九) 登録の抹消

抵当権の件数	一件につき千円
債権金額又は極度金額	千分の二
樹木採取権の価額	千分の一
樹木採取権の件数	一件につき千円
樹木採取権の件数	一件につき千円

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第七条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表 第七条の二 第三項 第一号の項中「第十七条第二号」を「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号若しくは」を「木材安定供給特措法第十六条第二号若しくは」に、「同法第十七条第一号」を「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号八」に、「林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号」を「木材安定供給特措法第十六条第二号八」に改め、同表第十五条第二号の項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「及び暫定措置法」を「並びに暫定措置法」に改め、同表第十七条の項中「及び第九号」を「第六号及び第十号」に改める。

(破産法の一部改正)

第八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項 第二号中「公共施設等運営権」の下に「樹木採取権」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則 第二百六条の五 第一項中「収入額」の下に「並びに同法第八条の五第三項に規定する権利設定料及び同法第八条の十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額」を、「費用」の下に「並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用」を加える。

四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託の登録を含む。)

(一) 設定の登録

(二) 移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録

(四) 抵当権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録

樹木採取権の価額	千分の一
樹木採取権の価額	千分の一
樹木採取権の価額	千分の五
債権金額又は極度金額	千分の四
債権金額又は極度金額	千分の一
債権金額又は極度金額	千分の二
債権金額又は極度金額	千分の二
一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	千分の二

令和元年六月十三日印刷

令和元年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K